

Japan Earthquake Reinsurance

日本地震再保険の現状 **2012**



目次

| | |
|--------------------------------|----|
| はじめに | 01 |
| 地震保険と当社 | |
| 地震保険制度発足の経緯・変遷 | 02 |
| 会社の特色 | 02 |
| 大震災への対応 | 03 |
| 第3次中期経営計画 | 04 |
| 東日本大震災への対応 | |
| 東日本大震災の概要 | 05 |
| 東日本大震災における取り組み | 06 |
| 平成23年 東北地方太平洋沖地震における責任負担の状況 | 10 |
| 東日本大震災後の再保険スキームの見直し | 10 |
| 平成23年 東北地方太平洋沖地震の再保険金支払状況 | 11 |
| トピックス | 12 |
| 経営について | |
| 代表的な経営指標等 | 14 |
| 事業の概況 | 17 |
| コーポレート・ガバナンスの態勢 | 18 |
| 内部統制システムに関する基本方針 | 18 |
| コンプライアンス | 20 |
| 利益相反管理方針 | 20 |
| 反社会的勢力に対する基本方針 | 20 |
| 個人情報保護 | 21 |
| リスク管理 | 22 |
| 監査・検査の体制 | 23 |
| 手続実施基本契約を締結している 指定紛争解決機関 | 23 |
| 地震保険と再保険のしくみ | 24 |
| 社会貢献活動 | 40 |
| 資料編 | |
| 会社の概要 | |
| 会社の沿革 | 44 |
| 会社の組織 | 44 |
| 株主・株式の状況 | 44 |
| 株主総会議案 | 45 |
| 役員の状況 | 46 |
| 従業員の状況 | 47 |
| 事業の概況 | |
| 保険引受の状況 | 48 |
| 資産運用の状況 | 49 |
| 単体ソルベンシー・マージン情報 | 50 |
| 経理の状況 | |
| 計算書類等 | 51 |
| 資産・負債の明細 | 55 |
| 損益の明細 | 56 |
| 時価情報等 | 57 |
| 用語の解説 | 58 |

会社概要 《平成24年3月31日現在》

設立 : 昭和41年5月30日
資本金 : 10億円
総資産 : 5,092億円
従業員数 : 26名

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4階
TEL 03-3664-6098

ホームページアドレス
<http://www.nihonjishin.co.jp>



取締役会長
若林 勝三

取締役社長
入江 正道

はじめに

皆様には、日頃より格別のご支援を賜り厚く御礼を申し上げます。

当社は、国内唯一の家計地震保険の再保険専門会社として昭和41年に設立されて以来、現在に至るまで再保険金の支払態勢の強化・充実に努めるとともに、その裏付けとなる資産の管理・運用にも十分意を用いてまいりました。

昨年は、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生により、わたくしどもは全社一丸となって、地震保険の「被災者の生活の安定に寄与する」という社会的使命を遂行するため、地震保険制度発足以来最大の1兆円を超える保険金のお支払いを国、損害保険業界と一体となって取り組んでまいりました。

今回の巨大地震の影響により、日本の地震活動、火山の噴火活動が活発になったと言われております。未だ余震が続く中、将来発生が懸念される首都直下地震や東海・東南海・南海の3つの連動巨大地震等、これから発生する地震等に十分に備えた対策を講じていかなければなりません。

このような状況下、地震保険に対する国民の期待、関心が高まるとともに、当社が果たす役割と責任は一層重くなり、今まで以上に厳しい経営が求められるものと思っております。

当社では、今年度から第3次の中期経営計画がスタートしますが、新経営体制のもと地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、ステークホルダーから信頼される会社へ発展するために邁進する所存です。

このディスクロージャー誌「日本地震再保険の現状2012」は当社の現状と活動を明らかにするために作成いたしました。当社のホームページもあわせてご覧いただき、当社の事業活動についてご理解を賜るとともにご意見を頂戴できれば幸いです。

平成24年7月

日本地震再保険株式会社

取締役社長

入江 正道

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯・変遷

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生が不確実であることや巨大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、昭和39年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和41年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険(注)制度が発足し、当社が設立されました。

(注) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険についても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

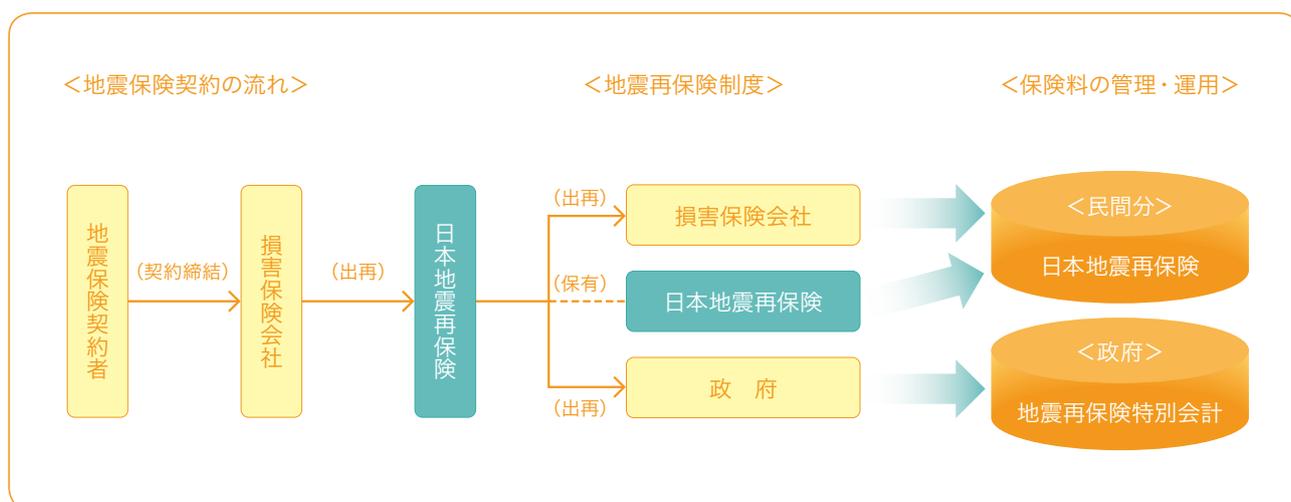
<家計地震保険制度の変遷>

- 昭和41年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足(全損のみ補償)
- 昭和55年 補償範囲の拡大(全損に加え、半損も補償)
- 平成 3年 補償範囲の拡大(全損・半損に加え、一部損も補償)
- 平成 8年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度引上げ
- 平成13年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入
- 平成19年 保険料改定(算出手法の全面的な見直し)、割引制度拡充

会社の特色

家計地震保険は、ご契約者に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度(いわばセーフティネット)を組んでいます。またご契約者からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社との再保険手続きを行うとともに、ご契約者からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の家計地震保険の再保険会社です。



→ 再保険のしくみについてはP30の「再保険のしくみ」、P58の「用語の解説」をご覧ください。

大震災への対応

当社の重要な使命は、大震災の際、ご契約者の生活再建に向け、損害保険会社の迅速な保険金支払いをバックアップし迅速かつ確実に再保険金を支払うことです。このため常勤役員と管理職により構成された震災対策委員会を常設して、大震災に備えた訓練や体制整備を毎年定期的実施しています。

また、再保険金支払いのため積み立てている資産は大震災の際に再保険金の支払いに支障をきたさないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払って管理・運用しています。

具体的には次のとおりです。

→ 当社の「東日本大震災への対応」についてはP5をご覧ください。

震災対策委員会とその活動内容

震災対策委員会を常設し、年間計画に基づき首都直下地震を想定した緊急対応、再保険金支払演習等の訓練や震災対策マニュアルの整備点検等を実施しています。

平成23年度は、直前に発生した東日本大震災への対応に尽力する一方で、その過程で得た教訓や浮き彫りとなった課題を踏まえ、現在切迫性の高さが指摘されている首都直下地震における対応に活かすための取り組みを行いました。具体的には、今般の東日本大震災で取り組んだ各施策について、個別に成果を評価し課題を洗い出すとともに、喫緊の課題については、その解消に向けた取り組みに直ちに着手しました。

主な課題等

- ・再保険金支払システム等の処理能力強化・機能拡充
- ・高い精度で事業継続性を確保するための予備システムの設置
- ・地震直後の情報伝達(コミュニケーション)手段の確保

また、昨年に引き続き首都直下地震を想定した全役職員参加の震災対策演習を実施しました。

<第1回震災対策演習>

2月15日に、昨年度に行った外部コンサルタントの「震災対策マニュアル等の検証(東京海上日動コンサルティング(株))」および「首都直下地震時の当社被災想定を検証(株)インターリスク総研)」の結果報告を行いました。また、「安否確認・情報伝達システム」の操作演習を行いました。

<第2回震災対策演習>

3月14日に、(株)野村総合研究所を講師に招き、昨年度に引き続き「首都直下地震を想定した机上訓練」を実施しました。演習では、東日本大震災発生時の実際の行動を振り返りながら、当社の規程・ルールを確認し、首都直下地震発生時でも適切な行動ができるように理解を深めるとともに、より良い規程・ルール整備のための検討を行いました。



換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い、国債等の高格付けの債券を中心に安全に運用しています。また、換金時の価格変動リスクを軽減するため、債券は短期債・中期債を中心に運用しています。

災害に備えた事前準備

当社は、本社内に気象庁提供の緊急地震速報を受信する端末を設置し、来訪者、役職員の身の安全の確保に役立てています。また、本社内の事務設備・機器等を固定するなど耐震化をすすめ、社内重要システムについては国内最高レベルの耐震性能とエネルギー利用効率を実現した最新鋭のデータセンターに設置し、首都直下地震時の事業継続に向けた取り組みを行っています。

第3次中期経営計画

当社は、平成18年6月1日に創立40周年を迎え、これを機に「信頼と飛躍」をキーワードとして10年長期展望を策定し、新たなスタートを切りました。

10年を展望した当社の目指すべき将来像として以下の2つを掲げました。

- 地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮
- 地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社へ

この将来像の実現を目指し、具体化に向けた中期経営計画を策定して課題に取り組んでまいりました。当年度は第3次中期経営計画の初年度にあたります。全社を挙げて計画の達成に向け邁進してまいります。

<第3次中期経営計画 初年度の取り組み>

| 10年長期展望 | 第3次中期経営計画(H24～H26) | 主な平成24年度施策(初年度) |
|---|--|---|
| 1. 地震保険制度の適切な運営に向けた積極的な関与 | 1. 巨大地震・連続地震に備えた地震保険制度の信頼性・強靱性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の責任負担のあり方(事業年度ベースでの上限設置・準備金枯渇後の責任負担等)の検討 ・ 地震保険の商品・制度改善に向けた検討 ・ 料率機構委託業務の自前化 ・ 長期契約の取り扱いに関する整理・見直し |
| | 2. 巨大地震・連続地震による資金不足に対する国の支援の明確化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 危険準備金枯渇時の国の金融支援の明確化(法8条の義務化・具体化)の検討 |
| 2. 再保険金支払に支障の生じない仕組みの構築 | 3. 巨大地震・連続地震に備えた業務処理態勢の強化・改善 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 再保険金・損害査定費用の請求支払処理について、首都直下地震発生時にも支障を来さない態勢の構築 ・ 損害査定費用請求・支払処理の効率化・合理化の検討 ・ 再保険業務システムの機能強化 |
| | 4. 首都直下地震における当社被災時を想定した事業継続計画の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ BCPの観点からの震災対策の継続の見直し、拡充および実効性の向上 ・ 資産運用業務継続計画の見直し ・ 本被災時に業務継続が可能な態勢の検討・構築 ・ 震災による銀行システム、FBシステム障害時の回避策、資金オペレーションの検討 |
| 3. 流動性・安全性を基本に収益性を加味したポートフォリオ構築とリスクに留意した着実な運用 | 5. 大震災による市場リスクとソブリンリスクの顕在化に留意したポートフォリオの再構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ポートフォリオの再構築に向けての検討 |
| | 6. リスク分散と運用手法多様化のための分析力の高度化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用商品の多様化によるリスク分散効果の検証 |
| | 7. 資産運用リスク状況の計測・分析強化とリスクコントロールの最適化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 時価評価取得方法の検証 ・ 計測手法(VaR)の高度化 |
| 4. 人材の育成・活用・拡充 | 8. 社員の専門能力とマネジメント能力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門能力向上のための教育機会の拡大 |
| | 9. 非常時を想定した要員確保のための態勢整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内ノウハウ共有化の推進 |
| | 10. 働きがいと活力のある職場の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事・福利厚生制度改善の推進 |
| 5. 信頼される企業基盤の構築 | 11. 環境変化に対応したコーポレート・ガバナンス態勢の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス体制の適切な運営 ・ 統合的リスク管理態勢の強化 ・ 内部統制基本方針にもとづく所管する規程等の見直し・整備 ・ 内部監査の実施 ・ 元受社閲覧の実施 |
| | 12. 国内外への積極的な情報開示および情報発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外への地震再保険制度の情報発信を通じた社会貢献・信頼性の向上 ・ 社会的な関心に応えるための全面的なHPの改修・拡充 |

東日本大震災への対応

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源とするわが国観測史上最大のマグニチュード9.0の巨大地震が発生し、東北・関東地方を中心に激しい揺れと津波が襲い、未曾有の被害をもたらしました。気象庁はこの地震を「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」と命名し、政府はこの地震とそれに伴って発生した津波やその後の余震により引き起こされた災害の総称を「東日本大震災」としました。

この大震災に対し、ご契約者の生活再建へ向け迅速、確実に保険金をお支払いするため、損害保険業界、政府が一体となって取り組んでまいりました。

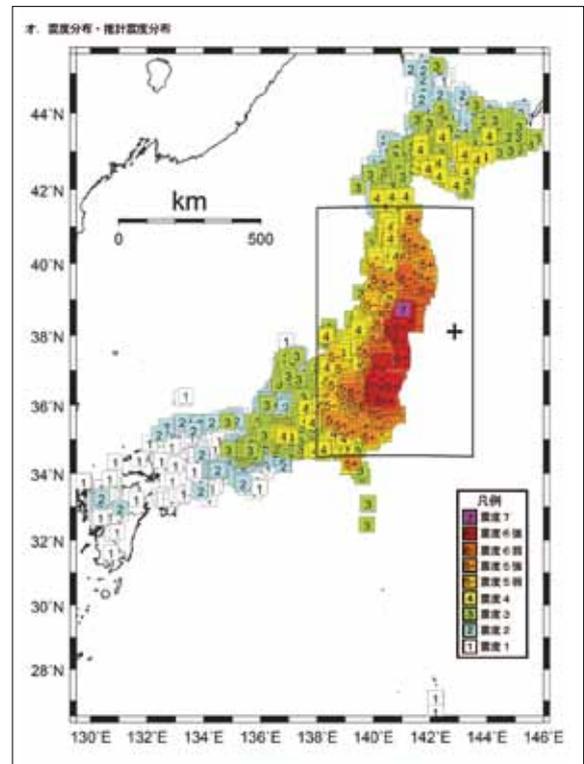
東日本大震災の概要

平成23年東北地方太平洋沖地震の概要

- | | |
|----------------------|---|
| ① 発生日時 | 平成23年3月11日(金) 14時46分頃 |
| ② 震央地名 | 三陸沖(北緯38.1度、東経142.5度) |
| ③ 震源の深さ | 24km |
| ④ 地震の規模 (マグニチュード) | 9.0 |
| ⑤ 各地の震度 | 宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県34市町で震度6強を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6弱～1を観測 |
| ⑥ 余震活動の状況 | これまでの余震の発生状況は以下のとおり。(平成24年3月8日12時00分現在) <ul style="list-style-type: none"> ・最大震度6強 : 2回 ・最大震度6弱 : 2回 ・最大震度5強 : 10回 ・最大震度5弱 : 33回 ・最大震度4 : 184回 |

被害の概要 (平成24年3月13日現在)

- | | | |
|--------|-------|----------|
| ① 人的被害 | 死者 | 16,278名 |
| | 行方不明者 | 2,994名 |
| | 負傷者 | 6,179名 |
| ② 住家被害 | 全壊 | 129,198棟 |
| | 半壊 | 254,238棟 |
| | 一部破損 | 715,192棟 |



気象庁「平成23年3月地震・火山月報(防災編)」より

※気象庁の「平成23年3月 地震・火山月報(防災編)」および消防庁の「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について(第145報)」を基に当社で作成。

東日本大震災における取り組み

1. 損害保険業界の取り組み

地震保険における「被災者の生活の安定に寄与する」という社会的使命を遂行するため、一般社団法人日本損害保険協会(以下「損保協会」という。)に「地震保険中央対策本部」を設置し、会員各社の枠を超えて損害保険業界が一丸となり、以下の取り組みを進めました。その結果、損害保険業界全体で平成24年5月31日現在約1兆2,345億円の地震保険金をお支払いいたしました。

(1) お客様への情報発信の充実

損害保険会社の相談窓口・電話番号などを記載したポスター(約8万枚)やチラシ(約54万6千部)を作成し、被災地域の自治体や避難所等へ掲示・配布を行いました。また、会員各社相談窓口の一覧を新聞(18紙)に掲載、損保協会相談窓口のラジオCM(500本)を放送、さらには地震保険金の請求勧奨に関する広告(被災地の地方テレビ局12局)を実施いたしました。また、福島第一原発事故に伴う警戒地域等を対象とした特例措置を設け、地震保険金のお支払いの実施については福島県紙(2紙)により広報をいたしました。

(2) 契約保険会社不明のお客様への対応強化

損保協会内に「地震保険契約会社照会センター」を開設し、被災されたため保険証券がお手許にないなどの事情により、地震保険やその他損害保険の契約保険会社をご不明なおお客様に対し、専用のフリーダイヤルやホームページを通じて、ご契約されている損害保険会社の確認を実施いたしました。また、会員各社においても同様に、契約保険会社をご不明なおお客様からの照会に対応いたしました。

(3) 地震保険の損害認定・調査の効率化による保険金支払の迅速化

岩手県・宮城県・福島県の沿岸部地域においては、津波や火災によって広域な地域で被災発生したことから、損保業界で初めて共同調査を実施しました。共同調査では、損害程度を同じくする地域を決定し、航空写真・衛星写真や現場踏査を通じて、壊滅的な被災を受けた地域を「全損地域」と認定しました。全損地域に所在する地震保険契約については、会員各社は現場立会調査を省略し、迅速に地震保険金額全額をお支払いいたしました。また、お客様のご請求にお役立ていただくため、「全損地域」を損保協会ホームページで公表いたしました。

(4) 地震保険金請求手続きの簡素化

地震災害を被った木造建物やその収納家財の損害調査において、現場立会調査に加え、一定の条件に合致する場合には、現場立会調査を省略し、お客様が撮影された写真等による自己申告に基づく書面での損害調査を導入いたしました。また、立入りが規制されている福島第一原発事故に伴う警戒区域等に関しても、自己申告に基づく書面調査を実施いたしました。

(5) 義捐金の寄贈

損保協会は、東日本大震災により被災された皆さまへの支援に役立てていただくため、会員会社26社からの拠出をうけ日本赤十字社に対して義捐金10億円を寄付いたしました。

2. 当社の取り組み

大震災時の当社の使命と役割

大震災が発生した際の当社の使命は、被災されたご契約者の早期の生活再建のため、損害保険会社の迅速な保険金支払いを『再保険金の支払い』を通じて資金的にバックアップすることです。



迅速な再保険金の支払い

損害保険会社に対し迅速に再保険金を支払うために、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生当日に震災対策本部を立ち上げ、損害保険会社・政府と連携し「早期の資金確保」および「再保険金概算払の実施」に取り組みました。

その結果、平成24年3月末までに **約71万件・約1兆1,954億円**^(注)の再保険金を支払いました。

(注)平成23年3月11日発生 of 東北地方太平洋沖地震に対する再保険金の支払状況であり、余震等その他の地震分は含みません。

早期の資金確保

- ✓ 震災発生後20日(平成23年3月31日)までに、民間資産の売却により **約3,224億円**の現金を確保
- ✓ 震災発生後73日(平成23年5月23日)までに、政府から **約4,268億円**の再保険金(概算払)を受領

地震保険制度は長期で収支が均衡するしくみのため、収入した保険料のうち経費部分を除いたすべての額を、将来の大規模な地震災害に備え、民間の損害保険会社と政府においてそれぞれ準備金として積み立てています。今回の大震災で被災されたご契約者等へ支払われた保険金は、ここから賄われました。

当社は損害保険会社へ支払う再保険金を早期に確保するため、震災発生の翌営業日から当社が管理・運用している民間準備金資産の売却を迅速に行うとともに、政府と連携し、政府再保険金の請求・受領手続きを機動的に行いました。



再保険金概算払の実施

- ✓ 震災発生後75日(平成23年5月25日)までに **約9,686億円**の資金を損害保険会社に供給

損害保険会社からご契約者等への迅速な保険金支払いを支援するため、わが国の地震保険制度創設以来初めてとなる再保険金の概算払を実施しました。

「概算払」は、発生した地震による損害額の大まかな見込みのもと、概算で再保険金を支払う制度です。損害保険会社が被災されたご契約者に実際に保険金を支払う前に、損害保険会社に対してその保険金支払いに必要な資金を事前に供給することができるしくみです。

当社の東日本大震災への対応(地震発生から1年間の状況)

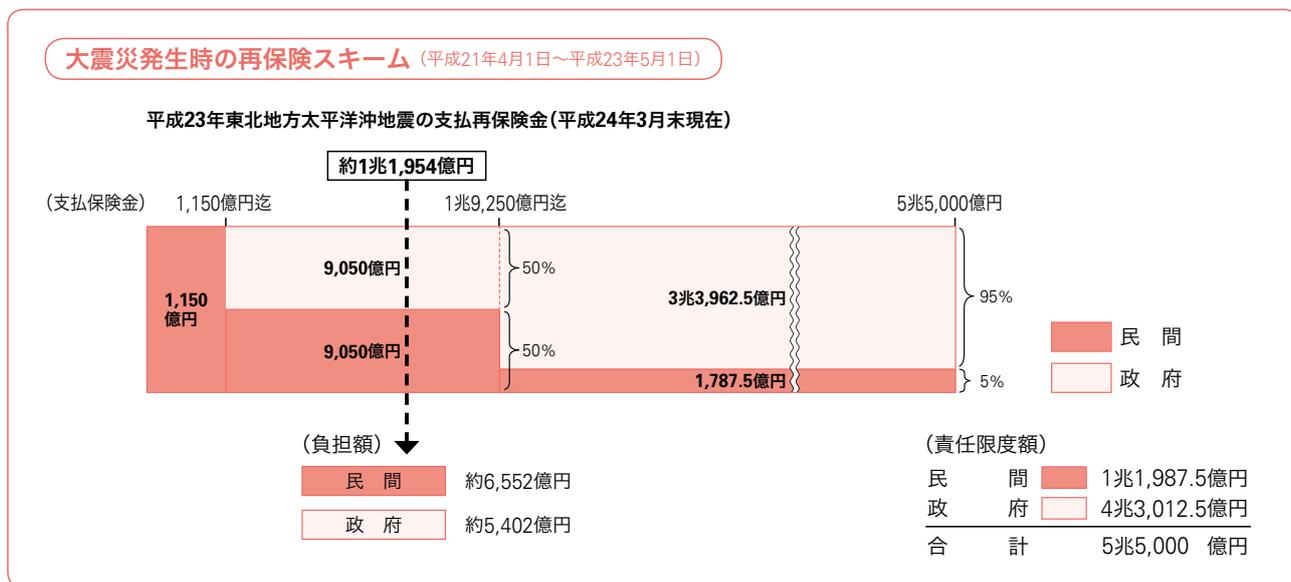
| | 当社の主な対応状況 | 損害保険業界の主な動き | 主な出来事・動き |
|------------------|---|---|---|
| 平成23年 3.11(金) | <ul style="list-style-type: none"> ● 三陸沖で地震発生 ● 緊急地震速報受信 ● 本社東京都中央区震度5弱を観測 ● 本社に「震災対策本部」を設置 <ul style="list-style-type: none"> ・社長を本部長とする震災対策本部設置 ・震災対策マニュアルにもとづき全役職員行動開始 ・本社事務所・設備に被害がないことを確認 ・役職員帰宅困難者への対応 ● 早期の再保険金支払へ向け準備開始 | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本損害保険協会本部(東京都千代田区)に「大規模地震災害中央対策本部」を設置 ● 日本損害保険協会東北支部(宮城県仙台市)に「現地対策本部」を設置 ● 日本損害保険協会問い合わせ、相談窓口の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ● 気象庁、緊急地震速報発表 ● 気象庁、津波警報(大津波)発表 ● 気象庁、「平成23年東北地方太平洋沖地震」と命名 ● 東京電力福島第1原子力発電所事故発生 ● 政府、原子力緊急事態宣言 |
| 3.12(土) | | | <ul style="list-style-type: none"> ● 長野県北部地震発生(M6.7、最大震度6強) |
| 3.14(月) | <ul style="list-style-type: none"> ● 全役職員、その家族の全員無事を確認 ● 再保険金支払に備え資産の売却開始 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 東京電力管内計画停電実施 |
| 3.15(火) | | | <ul style="list-style-type: none"> ● 日経平均株価終値8,605円15銭(前日比10.6%下落) ● 静岡県東部地震発生(M6.4、最大震度6強) |
| 3.17(木) | | <ul style="list-style-type: none"> ● 共同調査体制による迅速な保険金支払や各種特別措置(継続手続・保険料払込猶予等)の実施を公表 | <ul style="list-style-type: none"> ● 円急騰、一時1ドルあたり76円25銭と、史上最高値を更新 |
| 3.18(金) | | | <ul style="list-style-type: none"> ● G7、為替相場への協調介入実施 |
| 3.23(水) | | <ul style="list-style-type: none"> ● 義捐金10億円の寄贈を決定し公表 | |
| 3.25(金) | <ul style="list-style-type: none"> ● 日本経済新聞社を通じて、役職員有志・会社による義捐金46万円を寄付 | | |
| 3.28(月) | | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震保険契約会社照会センター開設、各社における地震保険契約照会受付を開始。 ● 全損認定地域の協会HP公表を開始。ご契約者の自己申告に基づく損害調査の導入を公表 | |
| 3.30(水) | | <ul style="list-style-type: none"> ● 契約会社照会についてホームページからの受付を開始 | |
| 3.31(木) | <ul style="list-style-type: none"> ● 資産売却により、およそ3,224億円の再保険金支払のための資金準備が完了 ● 平成22年度期末において再保険金支払のための支払備金1,149億円を計上 | | |
| 4.1(金) | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震再保険金概算払実施の決定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震再保険金概算払実施の決定 | <ul style="list-style-type: none"> ● 政府「東日本大震災」と命名 |
| 4.6(水) | | <ul style="list-style-type: none"> ● 地震保険支払件数・金額の公表開始 | |
| 4.7(木) | | | <ul style="list-style-type: none"> ● 宮城県沖地震発生(M7.2、最大震度6強) |
| 4.18(月) | <ul style="list-style-type: none"> ● 政府再保険金概算払の受領(2,000億円) | | |
| 4.20(水) | <ul style="list-style-type: none"> ● 損害保険会社へ地震再保険金概算払の実施(第1回：3,150億円) | <ul style="list-style-type: none"> ● 協会HP掲載の全損認定地域について、丁目、番地を記載した明細データの情報提供を開始 | |
| 4.28(木) | <ul style="list-style-type: none"> ● 損害保険会社へ地震再保険金概算払の実施(第2回：2,000億円) | | |
| 5.2(月) | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年度第一次補正予算の成立により、官民再保険スキームが改正 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年度第一次補正予算の成立により、官民再保険スキームが改正 ● 原発事故警戒区域居住者に対する特例措置(自己申告による損害調査)の実施を公表 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年度第1次補正予算の成立 |
| 5.9(月) | <ul style="list-style-type: none"> ● 電力使用量削減に関する取り組み開始 | | |
| 5.17(火) | <ul style="list-style-type: none"> ● 損害保険会社へ地震再保険金概算払の実施(第3回：1,500億円) | | |
| 5.23(月) | <ul style="list-style-type: none"> ● 政府再保険金概算払の受領(2,268億円) | | |
| 5.25(水) | <ul style="list-style-type: none"> ● 損害保険会社へ地震再保険金概算払の実施(第4回：3,036億円 ※累計9,686億円) | | |

| | 当社の主な対応状況 | 損害保険業界の主な動き | 主な出来事・動き |
|----------|---|---|--|
| 6.16 (木) | | ● 地震保険中央対策本部の中間総括とりまとめ | |
| 6.22 (水) | | ● 地震保険金支払総額が1兆円を超えたことを公表 | |
| 6.24 (金) | | ● 地震保険における地盤の液状化による建物損害の調査方法を公表 | ● 内閣府、東日本大震災の被害額16.9兆円(推計)を発表 |
| 6.29 (水) | ● 地震再保険金概算払精算の開始 | | |
| 7月 | | | ● 平成23年度第2次補正予算成立(7/25) ● 東日本大震災復興対策本部「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定(7/29) |
| 8月 | ● Asia Insurance Review誌からのインタビューを受ける(8/4) | ● 地震保険金支払総額が1兆1,000億円を超えたことを公表(8/4) | ● 「復興庁設置準備室」の設置(8/25) |
| 9月 | ● 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る取組み総括をとりまとめ(9/8) ● 被災時のシステム復旧時間の短縮のため、サーバーを現事務所内から外部データセンターへ移設(9/23。平成24年5月に最新のデータセンターに再移設) ● 財団法人台湾住宅地震保険基金(TREIF)来社。東日本大震災の対応を説明(9/28) | | ● 台風12号が西日本上陸(9/3) ● 台風15号が東日本上陸(9/21) |
| 10月 | ● 在日トルコ大使館からの要請を受け、東日本大震災の対応を説明(10/6) ● 2011 Meeting of the World Forum of Catastrophe Program (ジャマイカ)へ東日本大震災への対応状況の説明資料を提供(10/25) ● 当社社員(1名)、被災地でボランティア活動を実施(10/27～31) | | ● 7月に始まったタイの洪水による冠水被害が、首都バンコクの中心部や主要な工業団地に至る。(10月下旬～11月初旬) |
| 11月 | | | ● 平成23年度第3次補正予算成立(11/21) ● 地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ、行政刷新会議へ「地震再保険特別会計に関する論点整理」を報告(11/30) |
| 12月 | ● 当社社員(1名)、被災地でボランティア活動を実施(12/1～5) ● 中国保険監督管理委員会(CIRC)来社。東日本大震災の対応を説明(12/13) | ● 地震保険中央対策本部の総括および東日本大震災対応に関する課題とりまとめ(12/15) ● 地震保険中央対策本部および現地対策本部を解散(12/15) | ● 復興庁設置法の成立(12/9) ● 平成24年度予算政府案閣議決定(12/24) ● 南海トラフの巨大地震モデル検討会中間とりまとめ(12/27) |
| 平成24年1月 | | | ● 行政刷新会議において地震再保険特別会計存続との結論(1/19) ● 「特別会計改革の基本方針」閣議決定(1/24) |
| 2月 | | ● 地震保険金支払総額が1兆2,000億円を超えたことを公表(2/2) | |
| 3月 | ● タイ大使館からの要請を受け、タイ民主党訪問団に東日本大震災の対応を説明(3/2) | | |

平成23年東北地方太平洋沖地震における責任負担の状況

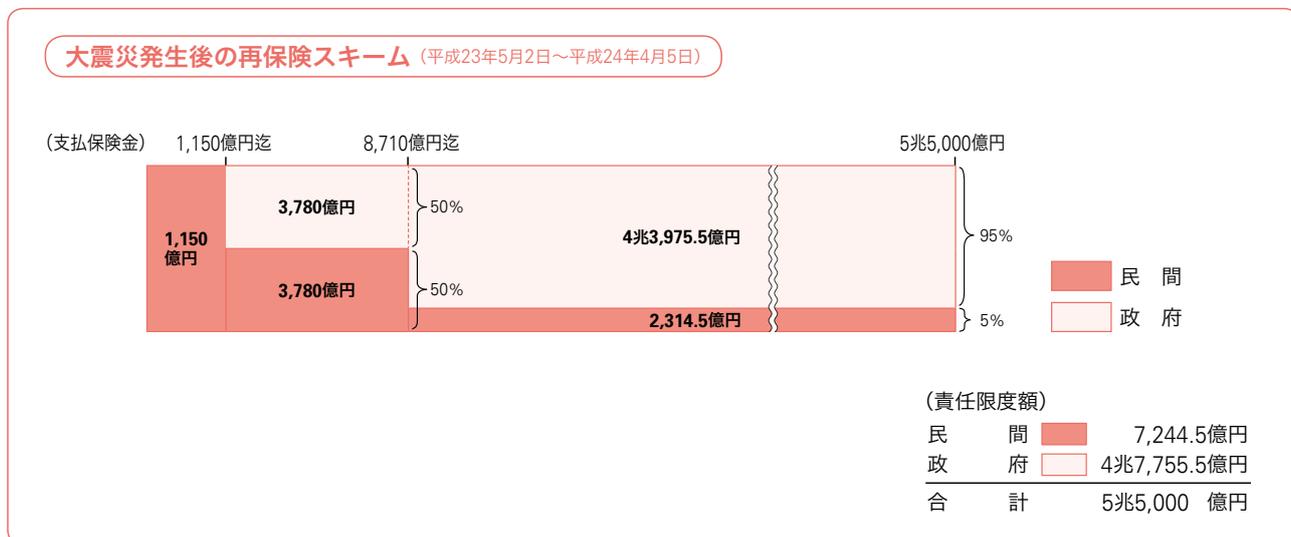
ひとたび巨大地震が発生すれば、民間の損害保険会社では到底負担できない額の損害が発生する可能性があることから、わが国の家計地震保険制度においては、**一定規模の損害が発生した場合に、政府が再保険により保険責任を負担するしくみ**となっています。この1回の地震等により支払われる保険金を、民間の損害保険会社(当社を含みます。)および政府がどのように分担するかを取り決めた図を「再保険スキーム」といいます。

平成23年東北地方太平洋沖地震発生時の「再保険スキーム」と、同地震における民間の損害保険会社および政府のこれまでの負担額は以下のとおりです。



東日本大震災後の再保険スキームの見直し

東日本大震災での責任負担に伴い、民間の損害保険会社の準備金が大幅に減少したことから、その後の大規模地震に備えて制度の持続性・安定性を高めるため、平成23年5月2日付で以下のとおり再保険スキームが改定されました。



(注) 再保険のしくみや最新の再保険スキームについてはP30をご覧ください。

平成23年東北地方太平洋沖地震の再保険金支払状況

(平成24年3月31日現在)

<都道府県別>

| 地区 | 証券件数(件) | 再保険金(百万円) | |
|------------|----------------|------------------|---------|
| 北海道 | 716 | 735 | |
| 東北 | 青森 | 7,081 | 4,589 |
| | 岩手 | 25,012 | 56,348 |
| | 宮城 | 240,111 | 547,305 |
| | 秋田 | 1,801 | 1,019 |
| | 山形 | 2,938 | 2,410 |
| | 福島 | 72,564 | 153,773 |
| | 合計 | 349,507 | 765,446 |
| 関東・甲信越・静岡 | 茨城 | 101,146 | 151,757 |
| | 栃木 | 35,245 | 42,041 |
| | 群馬 | 7,671 | 6,746 |
| | 埼玉 | 30,708 | 24,553 |
| | 千葉 | 80,402 | 103,961 |
| | 東京 | 83,553 | 81,352 |
| | 神奈川 | 17,375 | 15,252 |
| | 新潟 | 1,231 | 986 |
| | 山梨 | 2,024 | 1,439 |
| | 長野 | 228 | 278 |
| | 静岡 | 721 | 529 |
| 合計 | 360,304 | 428,899 | |
| その他府県 | 294 | 270 | |
| 総合計 | 710,821 | 1,195,351 | |

(注) 証券件数は、地震保険契約のうち支払いのあった保険証券ごとの件数をいいます。

<対象別・損害区分別>

●東北

| | 建物 | | 家財 | | 合計 | |
|-----------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | 対象件数(件) | 再保険金(百万円) | 対象件数(件) | 再保険金(百万円) | 対象件数(件) | 再保険金(百万円) |
| 全損 | 22,635 | 204,545 | 13,034 | 43,034 | 35,669 | 247,580 |
| 半損 | 62,601 | 293,449 | 74,103 | 118,925 | 136,704 | 412,375 |
| 一部損 | 185,639 | 97,994 | 45,007 | 7,495 | 230,646 | 105,490 |
| 合計 | 270,875 | 595,989 | 132,144 | 169,456 | 403,019 | 765,446 |

●東北以外

| | 建物 | | 家財 | | 合計 | |
|-----------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| | 対象件数(件) | 再保険金(百万円) | 対象件数(件) | 再保険金(百万円) | 対象件数(件) | 再保険金(百万円) |
| 全損 | 4,905 | 45,674 | 681 | 2,216 | 5,586 | 47,890 |
| 半損 | 31,937 | 153,182 | 33,332 | 59,087 | 65,269 | 212,270 |
| 一部損 | 258,379 | 153,324 | 88,706 | 16,419 | 347,085 | 169,744 |
| 合計 | 295,221 | 352,181 | 122,719 | 77,723 | 417,940 | 429,905 |

(注) 対象件数は、地震保険契約のうち支払いのあった対象(建物・家財)ごとの件数をいいます。

トピックス

「特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)」において 『地震再保険特別会計は存続』との結論

平成23年1月に財務省に設置された「地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ」(当社もオブザーバーとして参加)の論点整理報告を受け、平成24年1月19日の行政刷新会議で「地震再保険特別会計の存続」が確認され、同年1月24日の閣議において、以下のとおり同特会は存続との決定がなされました。

<特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)>

地震再保険特別会計については、東日本大震災の発生を踏まえ、今後も巨大地震の発生が懸念される中で、国民の安心感を確保することが喫緊の課題となっている現下の状況に鑑み、国以外の主体への移管は行わず存続させるものとする。なお、今回の震災を踏まえ、総支払限度額及び官民保険責任額について早急に改訂を行うとともに、地震保険の商品性についても検討を行うものとする。

「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」への参加

東日本大震災を踏まえ、地震保険制度の見直すべき点について検討を行うため、平成24年4月、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」が財務省に設置されました。今後予想される首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の巨大地震に備え、制度の強靱性や商品性の改善等の観点から検討が行われます。当社も日本損害保険協会等とともにオブザーバーとして参加しています。

●財務省ホームページ

http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jisinpt/index.htm

海外の政府機関・自然災害プール等との交流

東日本大震災は、わが国観測史上最大のマグニチュード9.0というその規模の大きさだけでなく、甚大かつ広域に及ぶ被害にもかかわらず震災後約3か月間で約1兆円という巨額の保険金を支払ったわが国の地震保険制度の有用性についても、海外から非常に注目されています。東日本大震災以後、台湾、トルコ、中国、タイ、インドネシアからの訪問団等に、今回の震災での損害保険業界の対応を説明し、震災を通じて得た教訓を共有するとともに、わが国の地震保険制度のしくみについて解説しました。



(平成23年12月13日中国保険監督管理委員会の訪問団と当社事務所にて)

被災地でのボランティア活動への参加

平成23年10月27日～31日および平成23年12月1日～12月5日に、当社社員(1名)が被災地でのボランティア活動へ参加しました。岩手県陸前高田市、釜石市および大槌町の住宅流出区画等において、がれき撤去や側溝の泥出し作業に従事しました。



(釜石市)



(大槌町)

社内重要システムの安全性確保

首都直下地震を想定した事業継続計画見直しの一環として、国内最高レベルの耐震性能とエネルギー利用効率を実現した最新鋭のデータセンターに社内重要システムを移設いたしました。サーバー以外の機器や回線設備等についても順次最新の震災想定に即した設備への切り替えを行っていく予定です。

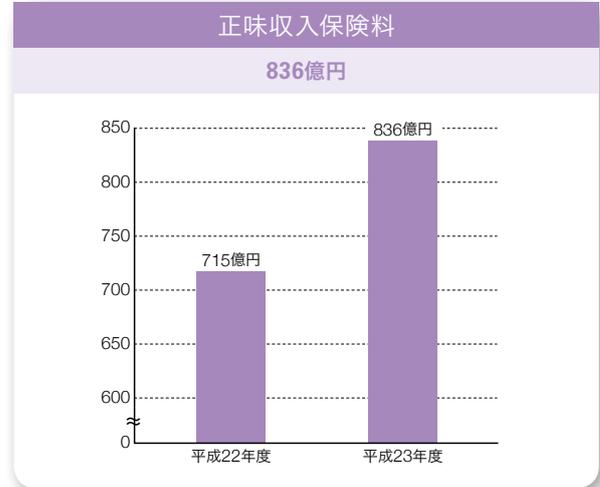
経営について

代表的な経営指標等



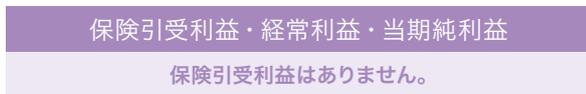
受再正味保険料＝受再保険料－解約返戻金・その他返戻金

受再正味保険料とは、受再保険料(元受保険料の合計)から、解約返戻金、その他返戻金を控除した保険料です。



正味収入保険料＝受再正味保険料－支払再保険料

正味収入保険料とは、受再契約により各損害保険会社から受け取った保険料(受再正味保険料)から出再契約により政府・各損害保険会社に支払った再保険料(支払再保険料)を控除したものです。



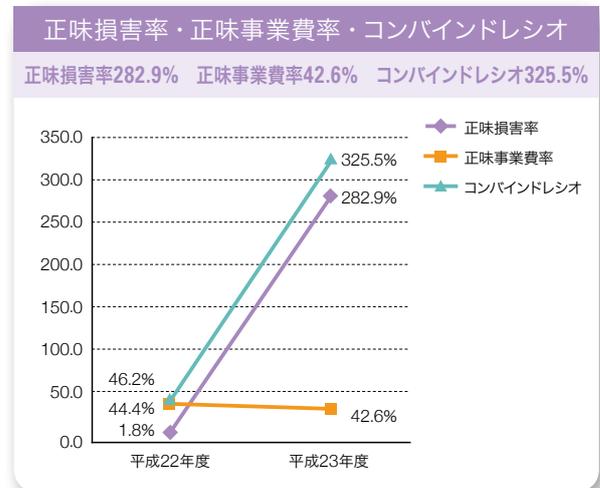
地震保険においては、制度の趣旨から保険料を極力低く抑える必要があり、経費を圧縮するとともに保険料収支残や資産運用益について、「地震保険に関する法律」により全額を将来の保険金支払いのために危険準備金として積み立てているため、利益が一切発生しない仕組みとなっています。

保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

保険引受利益とは、正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は地震保険における法人税等相当額です。

経常利益＝経常収益－経常費用
 当期純利益＝経常利益±特別損益±法人税及び住民税ならびに法人税等調整額

経常利益とは、通常の活動で発生した損益を示し、正味収入保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。地震保険では利益が生じないため、当社においては、法人税及び住民税等の額と、当社の純資産の運用等による利益に相当します。**当期純利益**とは、経常利益から特別損益、法人税及び住民税等を加減したもので、当社の純資産の運用等により生じた利益です。地震保険に係るものは、経常利益から法人税及び住民税を控除し当期純利益はゼロとなるしくみとなっています。



正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
 正味事業費率＝(保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料
 コンバインドレシオ＝正味損害率＋正味事業費率

正味損害率とは、正味収入保険料に対し、支払った保険金と損害調査費用の合計額の割合を示したものをいいます。**正味事業費率**とは、正味収入保険料に対し、保険の維持管理等のために支出した費用の割合を示したものをいいます。**コンバインドレシオ**とは、損害保険における収益力を示す指標です。正味損害率と正味事業費率の合計値で、この値が低いほど収益力が強いものといわれています。

単体ソルベンシー・マージン比率

単体ソルベンシー・マージン比率 120.8%

| 項目 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------------------------------|---------|---------|
| (A)単体ソルベンシー・マージン総額 | 4,308億円 | 3,365億円 |
| (B)単体リスクの合計額 | 6,908億円 | 5,572億円 |
| 単体ソルベンシー・マージン比率 (A)/[1/2×(B)]×100 | 124.7% | 120.8% |

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

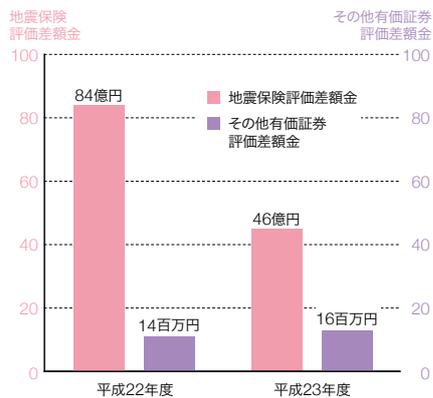
この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」です。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払いのための資金のあせん・融通に努める旨定めているなど、特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

地震保険評価差額金・その他有価証券評価差額金

地震保険評価差額金46億円 その他有価証券評価差額金 16百万円



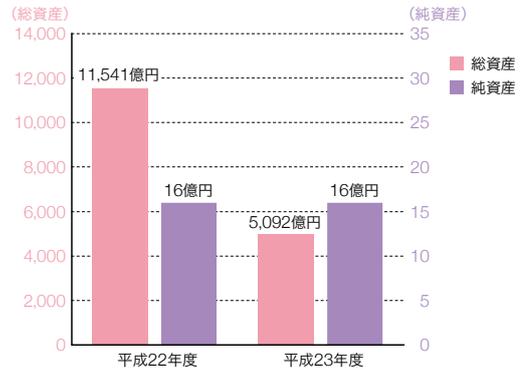
保有する有価証券はその他有価証券に分類されており、期末に時価評価を行い貸借対照表上に計上されますが、その際に時価と帳簿価額との差額(評価差額)が発生します。

地震保険評価差額金とは、評価差額のうち地震保険に係る有価証券の評価により生じたものをいい、負債の部に計上することが保険業法施行規則別紙様式の定めにより定められています。

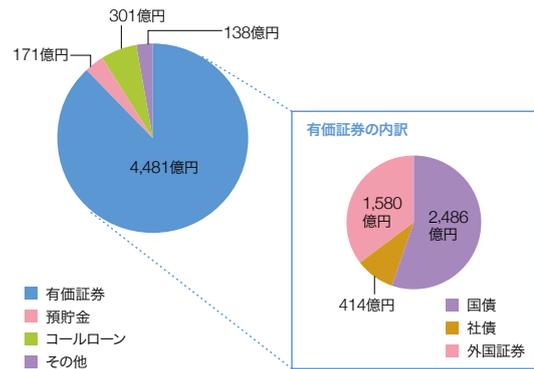
その他有価証券評価差額金とは、当社においては地震保険に係るもの以外の時価評価により生じた評価差額で、他の事業会社同様にその他有価証券評価差額金として税金相当分を控除した上で純資産の部に計上されます。

総資産・純資産

総資産 5,092億円



総資産の内訳



総資産とは、会社が保有する有価証券や現金、固定資産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。当社は、大震災時に早期の再保険金支払を行うため、国債、外国証券を中心とした資産を保有しています。

不良債権状況

リスク管理債権はありません。

当社は貸付を行っておりません。

リスク管理債権とは、貸付金のうち元本や利息の回収の可能性に注意を必要とするものことで、利息の返済状況により破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権、貸付条件緩和債権の4つに分けられています。

●直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

| 区分 | 年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------------------|----|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 正味収入保険料 (対前期増減(△)率) | | 64,040 (△5.8%) | 67,126 (4.8%) | 72,225 (7.6%) | 71,532 (△1.0%) | 83,671 (17.0%) |
| 経常収益 (対前期増減(△)率) | | 81,290 (△10.1%) | 84,993 (4.6%) | 99,464 (17.0%) | 175,903 (76.9%) | 287,036 (63.2%) |
| 経常費用 (対前期増減(△)率) | | 81,273 (△9.9%) | 84,792 (4.3%) | 98,512 (16.2%) | 174,913 (77.6%) | 286,723 (63.9%) |
| 経常利益 (対前期増減(△)率) | | 16 (△88.5%) | 200 (1,108.8%) | 951 (374.2%) | 990 (4.1%) | 312 (△68.4%) |
| 当期純利益/純損失(△) (対前期増減(△)率) | | 4 (-) | 12 (184.1%) | 5 (△58.9%) | 3 (△30.2%) | △5 (△239.9%) |
| 正味損害率 | | 21.0% | 16.0% | 8.6% | 1.8% | 282.9% |
| 正味事業費率 | | 45.6% | 44.5% | 43.4% | 44.4% | 42.6% |
| 利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率) | | 13,116 (10.7%) | 14,224 (8.4%) | 17,222 (21.1%) | 15,924 (△7.5%) | 7,113 (△55.3%) |
| 運用資産利回り (インカム利回り) | | 1.45% | 1.47% | 1.67% | 1.46% | 1.20% |
| 資産運用利回り (実現利回り) | | 0.48% | 0.70% | 1.25% | 1.20% | 1.18% |
| 資本金 (発行済株式総数) | | 1,000 (2,000千株) | 1,000 (2,000千株) | 1,000 (2,000千株) | 1,000 (2,000千株) | 1,000 (2,000千株) |
| 純資産額 | | 1,614 | 1,617 | 1,633 | 1,634 | 1,631 |
| 総資産額 | | 955,968 | 1,015,053 | 1,092,272 | 1,154,108 | 509,274 |
| 責任準備金残高 (対前期増減(△)率) | | 515,586 (5.0%) | 545,255 (5.8%) | 585,820 (7.4%) | 515,981 (△11.9%) | 430,477 (△16.6%) |
| (うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率) | | 433,841 (5.2%) | 460,081 (6.0%) | 496,708 (8.0%) | 424,401 (△14.6%) | 331,275 (△21.9%) |
| 貸付金残高 (対前期増減(△)率) | | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) | - (-) |
| 有価証券残高 (対前期増減(△)率) | | 895,513 (5.1%) | 953,118 (6.4%) | 1,006,947 (5.6%) | 805,223 (△20.0%) | 448,120 (△44.3%) |
| 単体ソルベンシー・ マージン比率 | | 185.4% | 159.1% | 161.6% | 124.7% | 120.8% |
| 1株当たり純資産額 | | 812円01銭 | 813円57銭 | 821円32銭 | 821円81銭 | 820円30銭 |
| 1株当たり当期純利益/ 純損失(△) | | 2円21銭 | 6円30銭 | 2円58銭 | 1円80銭 | △2円52銭 |
| 配当性向 | | -% | -% | -% | -% | -% |
| 従業員数 | | 24名 | 28名 | 26名 | 25名 | 26名 |

(注) 単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。また、ソルベンシー・マージン比率の当社数値は保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項により、行政当局の行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないこととなっています。詳細は、P50をご覧ください。

事業の概況

●事業の経過及び成果等

平成23年度のがわが国経済は、平成23年東北地方太平洋沖地震の影響により生産活動が大きく低下し、輸出の減少や設備投資の落ち込みがみられましたが、サプライチェーンの修復が進むにつれ生産や輸出が上向き、設備投資や個人消費にも持ち直しの動きがみられました。

地震保険の契約件数、収入保険料は、今回の地震を受けて地震への備えとしての関心の高まりから増加しました。一方、支払保険金については、地震保険制度発足以来最大の件数、金額となりました。

資産運用については、今回の地震等の再保険金支払のため、保有有価証券の売却を進めたことから運用資産が大幅に減少し、運用益は前年度を大きく下回りました。

一方、管理費については、業容が拡大する中で経費削減に努めるとともに効率的な事業運営を心がけた結果、前年度並みの水準に抑えることができました。

当年度は第2次中期経営計画の最終年度でしたが、当社を取り巻く環境変化を踏まえ、地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を發揮し、ステークホルダーから信頼される会社へ発展するために、震災対策に関する調査・対応策の検討、震災発生による市場への影響およびリスクの検証、平成23年東北地方太平洋沖地震による危険準備金の大幅な減少への対応などの施策を確実に実行に移し、中期経営計画を達成することができました。

●地震保険成績の概要

①正味収入保険料と正味支払保険金

当年度は、保険契約の件数、受再保険料ともに増加し、正味収入保険料は836億円(前年度比17.0%増)となりました。

一方、正味支払保険金は、平成23年東北地方太平洋沖地震等で1,966億円(前年度比18,927.3%増)となりました。

②危険準備金と責任準備金

正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料405億円と運用益31億円の合計437億円(前年度比0.9%増)を危険準備金に積み増しました。

また、支払備金1,000億円を危険準備金に戻し入れ、前記の正味支払保険金1,966億円、損害調査費401億円および広告宣伝費1億円を過年度危険準備金から取り崩した結果、当年度末

危険準備金は3,312億円(前年度比21.9%減)となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金と払戻積立金を加えた結果、当年度末責任準備金は4,304億円(前年度比16.6%減)となりました。

③元受保険会社等の危険準備金

元受保険会社等の危険準備金については、正味保険料および運用益の合計166億円(前年度比42.0%減)を積み増しました。また、支払備金630億円を危険準備金に戻入れ、再保険金5,038億円のうち5,010億円、広告宣伝費9億円を取り崩し、更に、税制改正に伴う全社平均実効税率変更により40億円を取り崩した結果、当年度末危険準備金は627億円(前年度比87.2%減)となりました。

●資産運用の概要

国内の中長期金利は、震災復興のための国債増発による需給悪化懸念から4月にかけて上昇する場面があったものの、復興税導入により国債増発への懸念が和らいだほか、米国景気の減速懸念が強まったことや、欧州ソブリン危機が深刻化したこと等から大きく低下しました。

為替相場では、欧州ソブリン危機の深刻化により円はユーロに対して強含む展開となり、前年度末と比べ円は対ユーロ

で約8円の円高となりました。

このような環境下において資産運用にあたっては、安全性と流動性を第一義とし、これに収益性を加味して進めてまいりました。その結果、税引前の運用益は業務勘定で35億円、受託金勘定は29億円となり、当年度末の運用資産は4,954億円となりました。

●当年度損益

当年度の損益については、税制改正に伴う法定実効税率引き下げの影響により、繰延税金資産が10百万円減少したこと

から、その分利益を押し下げ、5百万円の当期純損失となりました。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)

- (1)「リスク管理規程」及び「統合的リスク管理規程」並びに「リスク管理方針」を定め、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、個々のリスクを把握し管理する体制及びこれらのリスクを統合的に管理する体制を整備する。
- (2)全社的リスク管理を統括するリスク管理委員会を設置し、リスク管理状況を把握、適切に管理するとともにリスク管理体制の整備を行う。
- (3)リスク管理部門として、管理部リスク管理グループを設置し、リスク管理方針、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取り締り会、常務会及びリスク管理委員会に報告する。
- (4)「震災対策規程」を策定し、大震災時の業務の早期復旧及び迅速な再保険金支払体制の整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)

- (1)取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2)取締役会長、取締役社長、専務取締役、常務取締役及び常勤監査役による常務会を設置し、経営課題に関する協議及び経営報告を行う。常務会は原則として毎月1回以上開催する。
- (3)取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、取締役会規程、常務会規程等を整備し、決議事項および報告事項を明確にするとともに、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等の細目を適切に定める。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則100条3項2号)

- (1)監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2)上記の補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則100条3項3号)

- (1)監査役は、取締役会に出席するとともに常務会および各種委員会等社内重要会議に出席することができる。
- (2)取締役(非常勤取締役を除く。)は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3)取締役(非常勤取締役を除く。)及び使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程にもとづき監査役に報告する。
 - イ. 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ロ. 重大なコンプライアンス違反
 - ハ. 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ニ. その他上記に準ずる事項

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項4号)

- (1)監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2)監査役は、監査役会が承認した監査役会規程および監査役監査規程にもとづき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。

(改定日付)
 平成18年5月31日 制 定
 平成21年3月19日 改 定
 平成24年4月19日 改 定

コンプライアンス

社会インフラとして高い社会性・公共性を有する損害保険業の中でも、特に地震保険は、その公共性の高さから厳格な法令遵守と効率的で公平、公正かつ透明な運営が求められていると認識しています。

このような認識のもとに当社は、日本で唯一の家計地震保険の再保険会社として、「地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指して、法令遵守の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

1. 基本方針(コンプライアンス行動規範)

(1) 法令等の遵守

法令やルールを遵守し、高い企業倫理に基づき、公正かつ健全な企業活動を行う。

(2) 透明性の高い経営

企業情報を公正かつ積極的に開示し、ステークホルダーの信頼向上に努め、透明性の高い経営を行う。

(3) 情報管理の徹底

業務を通じて知り得た情報は常に適正な管理に努める。特に個人情報については、取得目的以外の利用やその漏洩の防止に向けた安全管理体制を構築するとともに、慎重かつ適切に取り扱う。

(4) 人間尊重

社員の人格、個性、多様性を尊重するとともに、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現する。

(5) 環境問題と社会貢献活動の取組

「良き企業市民」として、積極的に地球環境問題や社会貢献活動に取り組む。

(6) 反社会的勢力の排除

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンス推進体制を確立するため社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

3. コンプライアンス活動

年度毎に取締役会でコンプライアンス・プログラム(実施計画)を決定し組織的に取り組んでいます。具体的には、教育研修およびコンプライアンスに関するヒヤリングを実施して、コンプライアンスの推進に努めています。

4. 社内相談制度

法令遵守の促進と違法行為の防止・発見のためにコンプライアンス委員会に社内相談窓口を設けているほか、社外にも「コンプラホットライン」を設置しています。

利益相反管理方針

当社はおお客様の利益を不当に害するおそれのある「利益相反取引」を管理するため、コンプライアンス委員会を担当部署とし、コンプライアンス委員会担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取っております。

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、取引条件の変更やお客様への開示等により当該お客様を保護いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

(1) 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに組織全体として対応し、役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。

(3) 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないように努めます。また、反社会的勢力からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

個人情報保護

当社は、情報資産の保護を経営の最重要課題のひとつと位置付け、その安全対策の基本方針である「セキュリティ・ポリシー」を掲げ、具体的な実施要領としての「安全対策基準」を定め、会社が取り扱う情報資産の適切な保護に努めています。

特に、個人情報保護については「個人情報の保護に関する法律」および関連のガイドライン等に基づき、「個人情報保護規程」等社内諸規程を整備し、役職員に対する教育・研修を実施し、適正な取り扱いが行われるよう努めています。さらに、個人情報の基本方針として、以下の通り「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ (<http://www.nihonjishin.co.jp>) で公表しています。

プライバシーポリシー（要旨）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険協会に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるよう従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

(1) 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

(2) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の目的（以下、「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

また、利用目的は、明確になるよう具体的に定め、下記の通りホームページ等により公表します。さらに、利用目的を変更する場合には、ホームページ等により公表します。

- ①地震保険に係る再保険業務およびこれらに付帯・関連する業務を行うため
- ②地震保険に係る調査・研究のため
- ③その他、当社が行う取引・業務運営を適切かつ円滑に行うため

(3) 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、委託先に提供する場合

(4) 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

(5) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載の保険会社営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については、保険証券に記載の保険会社事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご要望があればご照会者がご本人であることを確認させていただいたうえで、当該保険会社に連絡いたします。

(6) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、右記(8)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえでご契約保険会社に確認し、後日、原則として書面で回答いたします。当社およびご契約保険会社が必要な調査を行った結果、当該保険会社がその情報を正確なものに変更した場合は、当社も正確なものに変更させていただきます。

(7) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。

安全管理措置に関するご質問については、下記のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

(8) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社の個人情報の取扱いや、保有個人データに関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

日本地震再保険株式会社 管理部 企画・経理グループ

所在地 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1

ヒューリック小舟町ビル4F

電話 03-3664-6074

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

電子メールアドレス j-privacy@nihonjishin.co.jp

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター 東京）

所在地 〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2-9

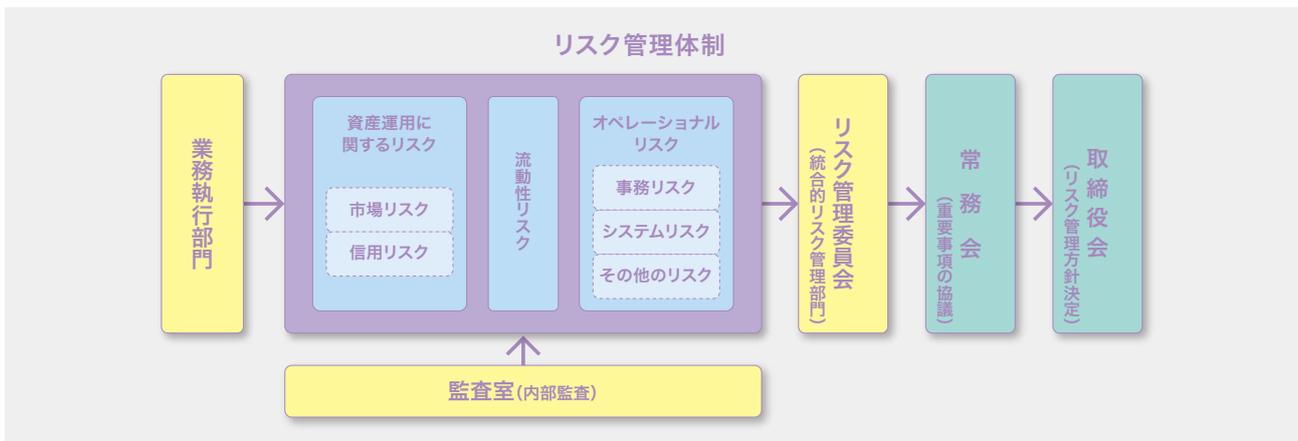
電話 03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

リスク管理

保険会社の抱えるリスクは、ますます多様化、複雑化していることから、経営の健全性、安全性を確保するため適切なリスク管理体制の構築が重要な課題となっています。当社におきましては、組織横断的にリスク管理委員会を設置し、リスクの状況を正確に把握し、適切に管理するとともに、統合的リスク管理を導入し、リスクの定量・定性的な分析・管理方法を充実させ、経営体力との比較によるリスクコントロールを行い、リスク管理強化に取り組んでいます。また、当社が抱える各種リスクについての管理方法は「リスク管理方針」に定め、リスク管理状況のモニタリングを実施しています。



●資産運用に関するリスク

資産運用に関するリスク管理は、大震災時の再保険金支払いを迅速かつ確実にを行うことを第一義としております。

また、「市場リスク」、「信用リスク」の2つに分類して管理を行い、管理基準は年度ごとの「資産運用に関するリスク管理基準」に定めています。

市場リスク

市場リスクとは、市場の様々なリスク要因の変動により保有する資産・負債の価値および収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。当社では、定量・定性の両面から、市場リスク全体の管理を行っています。リスク量として金利、為替のバリュー・アット・リスク(VaR)を計測するとともに、含み損益、価格変化(感応度)等をモニタリングしています。また、必要に応じて保有限度額や損切りルールなどを設けて管理しています。組織としても、取引を行う部門と事務部門を完全分離し、牽制・チェック機能を働かせています。

信用リスク

信用リスクとは、与信対象の信用状態の悪化等により保有資産の価値が減少、消失を被るリスクをいいます。当社では、購入債券は格付機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別の管理も行っています。さらに、デフォルト率等にもとづきリスク量として信用VaRを計測し管理しています。

ストレステスト

統計的にリスク量を計測するVaRは、市場が大きく変動する様な状況下では限界があることから、ストレステストを活用し補完しております。ストレステストでは、金利・為替などリスクファクターが大きく変動するシナリオを設定し、その場合の損失額を検証しております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、負債に対する資産の流動性が確保できないことや、市場の混乱等で不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社の社会的使命を果たす上で重要なリスクであり、大震災時の全資産の処分も念頭に置いた流動性資産を十分に保有するとともに、流出入資金の正確な把握に努め、適切な資金繰り管理を行っています。

●オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク」に分類し、それぞれの特性に応じた管理を行っています。

事務リスク

事務リスクとは、役職員及びその他の組織構成員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、権限や事務手続き等の規程や事務処理マニュアルを常時見直し、研修・指導体制の充実に努め、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

システムリスク

コンピューター・システムのダウン、誤作動等のシステム不整備やコンピューターが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、会社情報の漏洩等の防止、情報システムの安全対策として「セキュリティポリシー」「安全対策基準」を定め、情報資産の適切な保護に努めています。さらに、災害や不測の事態に備えた「情報システムコンティンジェンシープラン」を策定し、危機対応策を明確にしています。

その他のリスク

その他のオペレーショナルリスクとして、「人的リスク(人材の流失・損失等により損失を被るリスク)」「風評リスク」等のリスクを認識し、各所管部門を中心にこれらのリスク管理に努めています。

※保険引受リスクに関しましては、家計地震保険が制度として運営されていることから、管理対象リスクとしておりません。

監査・検査の体制

●社外の監査および検査

当社は、経営および業務運営全般に関して保険業法に基づく金融庁の検査および「地震保険に関する法律」に基づく財務省の検査の対象となっています。

またこの他に、会社法に基づき、監査法人(新日本有限責任監査法人)による会計監査を受けています。

●社内の監査

監査役が行う会社法上の監査の他に、監査室による内部監査を行っています。

内部監査は、「会社における諸制度および諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これにもとづき必要な助言、勧告を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施し、内部管理態勢を整備・確立することを目標としています。

平成24年度は、取締役会で決定した「内部監査方針・計画」にもとづき、統合的リスク管理規程新設に伴う管理対象リスクへの対応状況および震災時のシステム対策取り組み状況の監査に重点を置き、また定例監査として全部門の内部統制状況等の監査を行うこととしています。

是正・改善提言を含む監査結果は、被監査部門に通知すると共に、常務会及び取締役会に報告しています。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険会社の営業活動に関する苦情や紛争対応を行う専任組織として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設け、受け付けた苦情について、損害保険会社に解決を依頼するなど適正な解決に努めるとともに、当事者間で問題の解決がつかない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から紛争解決手続を実施しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

●電話番号 0570-022808 (ナビダイヤル・有料) ●PHSやIP電話からは 03-4332-5241 (受付時間: 平日の午前9時15分~午後5時)

詳しくは、ホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp)

地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物またはそれに収容される家財を対象とする火災保険にセットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言(※)が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは警戒宣言が発令された時(P29)、用語の解説(P58)をご覧ください。

補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害

火災保険では、①地震等による火災(およびその延焼、拡大損害)によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。

保険の対象

居住の用に供する建物または家財(生活用動産)

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券(小切手、株券、商品券等)、預貯金証書、印紙、切手、自動車等

なお、建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が生じても、保険金は支払われません。

保険期間

短期、1年または長期(2年～5年)

保険金額

火災保険(※)の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円(※)、家財は1,000万円が限度です。

※火災保険
普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、積立生活総合保険、店舗総合保険等

※マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財が全損、半損または一部損となったときに保険金が支払われます。

| 保険の対象 | 損害の程度 | 保険金支払額 |
|---------------|-------|------------------------------|
| 建物 ・ 家財 | 全 損 | 保険金額の 100% （時価※）が限度） |
| | 半 損 | 保険金額の 50% （時価の50%が限度） |
| | 一 部 損 | 保険金額の 5% （時価の5%が限度） |

損害の認定基準

「全損」「半損」「一部損」とは、次の場合をいいます。

| 損害の程度 | 建 物 | | 家 財 |
|-------|-----------------------------|--|-----------------------------|
| | 主要構造部の 損害額 | 焼失、流失した床面積 （一部損は床上浸水等） | 家財の損害額 |
| 全 損 | 建物の時価の 50%以上 | 建物の延床面積の 70%以上 | 家財の時価の 80%以上 |
| 半 損 | 建物の時価の 20%以上50%未満 | 建物の延床面積の 20%以上70%未満 | 家財の時価の 30%以上80%未満 |
| 一 部 損 | 建物の時価の 3%以上20%未満 | 建物が 床上浸水 または 地盤面から45cmを超える浸水 を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合 | 家財の時価の 10%以上30%未満 |

保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- ・地震等の際の紛失・盗難の場合
- ・戦争、内乱などによる損害
- ・地震等が発生した翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ・門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害

保険金総支払限度額

1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額※は、平成24年4月6日に改定され、6兆2,000億円となっています。（なお、同日付で、当社、損害保険会社および政府の責任限度額や責任負担の方法が改定されています。詳細はP30をご覧ください。）

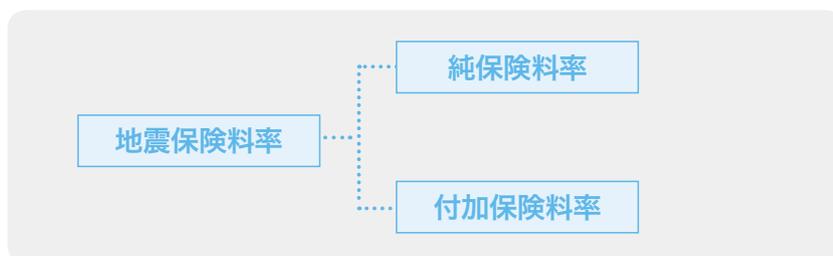
支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※時価
新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

※総支払限度額
「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等により政府および民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは当社、損害保険会社および政府の保険金支払の分担方法（P30）、用語の解説（P58）をご覧ください。

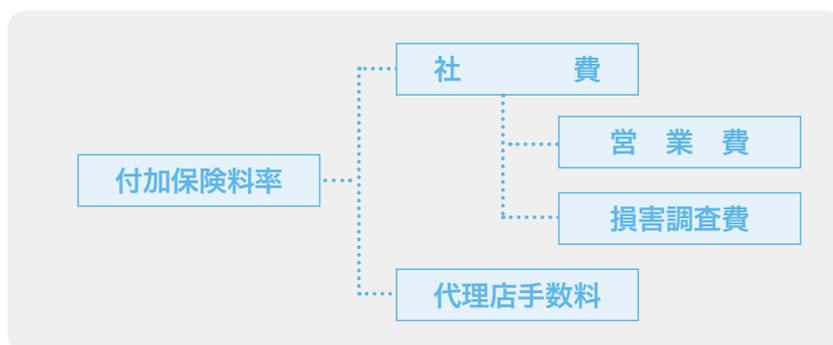
保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。



「純保険料率」は、政府の機関である地震調査研究推進本部(※)が「確率論的地震動予測地図」を作成する際に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震(震源数：約73万震源モデル)を対象に、仮に現在の状況下で発生した場合に、地震保険で支払われる保険金がどのくらいになるかを個々の地震の被害予測シミュレーションにより予測し、これから1年間あたりの予想支払保険金を求めることで算出しています。

「付加保険料率」は、社費と代理店手数料から構成されており、社費は営業費と損害調査費から構成されています。地震保険は公共性が高く、政府が再保険を引き受けていることから、利潤が織り込まれておらず、また、火災保険に付帯して加入する方式により、営業費を可能な限り低くしています。



実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物および家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率を乗じることにより計算します。

※地震調査研究推進本部

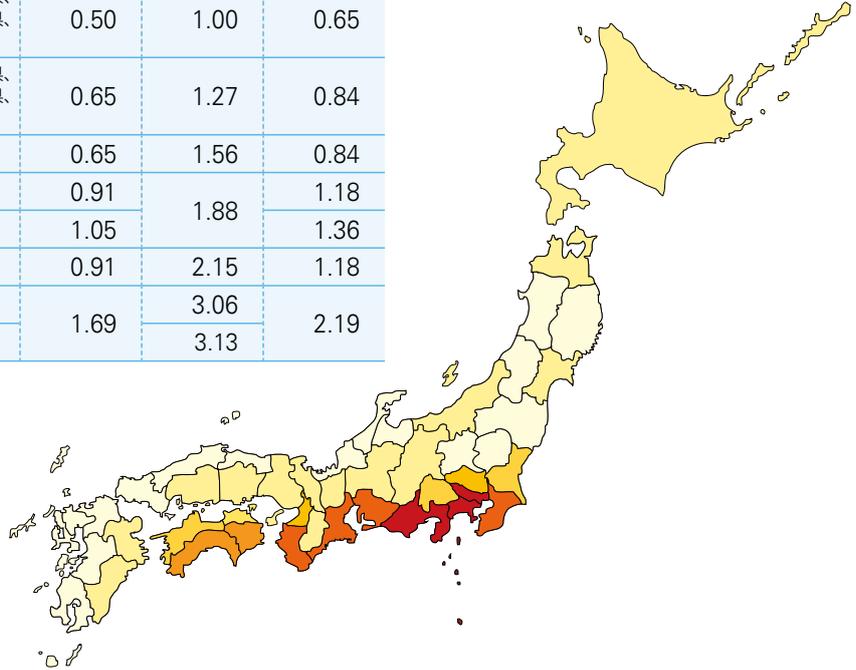
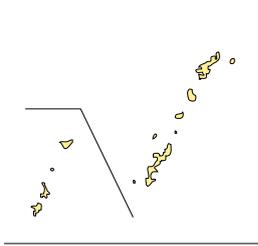
阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき平成7年7月に設置されました。

基本料率(建物、家財とも)

基本料率は保険の対象である**建物**および**家財を収容する建物の構造**、**所在地**により決定します。

保険金額1,000円あたり保険期間1年につき (単位:円)

| | イ構造※1 | ロ構造※1 | |
|--|-------|-----------|---------|
| | | 激変緩和措置有※2 | 激変緩和措置無 |
| 岩手県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、 富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県 | 0.50 | 1.00 | 0.65 |
| 北海道、青森県、宮城県、新潟県、長野県、岐阜県、 滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、 大分県、宮崎県、沖縄県 | 0.65 | 1.27 | 0.84 |
| 香川県 | 0.65 | 1.56 | 0.84 |
| 茨城県、山梨県、愛媛県 | 0.91 | 1.88 | 1.18 |
| 埼玉県、大阪府 | 1.05 | | 1.36 |
| 徳島県、高知県 | 0.91 | 2.15 | 1.18 |
| 千葉県、愛知県、三重県、和歌山県 | 1.69 | 3.06 | 2.19 |
| 東京都、神奈川県、静岡県 | | 3.13 | |



※1 地震保険の建物の構造区分は、イ構造とロ構造の2つに区分されます。これはセットで契約する火災保険の構造区分により区分されます。

イ構造→火災保険の構造区分がM・T構造、A・B構造または特・1・2級構造の場合(主として鉄骨・コンクリート造の建物)

ロ構造→火災保険の構造区分がH構造、C・D構造または3・4級構造の場合(主として木造の建物)、木造の建物であっても、建築基準法に定める耐火建築物・準耐火建築物、省令準耐火建築物に該当するものは、イ構造になります。

※2 「激変緩和措置」は、構造区分の判定基準の改定(平成22年1月1日実施)前から継続している火災保険に付帯する地震保険において、その改定により基準料率が引き上げとなる場合(具体的には、改定前の基準であればイ構造とされたものが、改定後にはロ構造とされる場合)に適用されます。これにより、経過措置が適用される区分を設けて極端な引き上げとならないよう調整を行っています。

割引率

以下の(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)の場合に、前頁の**基本料率が割り引かれます**。ただし、重複適用はできません。なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となります。

(イ)免震建築物割引

法律にもとづき定められた**免震建築物**(※)である建物またはその建物に収容された家財

| | |
|-----|-----|
| 割引率 | 30% |
|-----|-----|

※免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

(ロ)耐震等級割引

法律にもとづき定められた耐震等級(※)に該当する建物またはその建物に収容された家財

| 耐震等級 | 1 | 2 | 3 |
|------|-----|-----|-----|
| 割引率 | 10% | 20% | 30% |

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊防止)の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

| | |
|-------|---|
| 耐震等級3 | 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度 |
| 耐震等級2 | 極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度 |
| 耐震等級1 | 極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度 |

(ハ)耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の耐震性能を有すること(※)が確認できた建物またはその建物に収容された家財

| | |
|-----|-----|
| 割引率 | 10% |
|-----|-----|

※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

(二)建築年割引

昭和56年6月以降に新築された建物またはその建物に収容された家財

| | |
|-----|-----|
| 割引率 | 10% |
|-----|-----|

長期契約の料率

長期契約(2年～5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約)の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

| 期間 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 |
|----|------|------|------|------|
| 係数 | 1.90 | 2.75 | 3.60 | 4.45 |

保険料計算例

所在地：兵庫県

建物構造：口構造(木造)

建築年月：平成12年1月の建物の場合

主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財600万円

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは付保割合(※)を50%とします。
建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝1,000万円
家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝300万円
- 保険料率を確認：兵庫県の口構造の基本料率→1.27
- 割引率の確認：昭和56年6月以降新築→建築年割引を適用し、割引率は10%

●建物 地震保険料の計算：
$$10,000 \text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 11,400 \text{円}$$

●家財 地震保険料の計算：
$$3,000 \text{千円} \times \underbrace{1.27 \times (100\% - 10\%)}_{1.14} = 3,420 \text{円}$$

※付保割合
火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30～50%の範囲内で設定することとなっています。

地震保険料控除制度

平成19年1月に地震保険料控除が創設されました。地震保険の払込保険料に応じて、一定の額(所得税は最高5万円、個人住民税は最高2万5千円)がその年のご契約者(保険料負担者)の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※経過処置として以下の要件を満たす一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険契約と一定の長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、納税者の選択によりいずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

参考 警戒宣言が発令されたとき

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令されたときは、同法で指定する東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険(新規・増額)はお引き受けできません(前年同条件での更改契約を除く)。

東海地震に係る地震防災対策強化地域(平成24年4月1日現在)



再保険のしくみ

国(政府)の関与

地震リスクが持つ特性により、民間の損害保険会社のみで地震保険制度を運営することは困難であることから、政府が再保険を通じて関与することで、国民に対し低廉な保険料で安定的に地震保険を提供することが可能となっています。

地震リスクの
特性

- 地震はその発生頻度や大きさを統計的に把握することが困難（「大数の法則」に乗りにくい。）
- 損害が時に異常巨大なものとなる可能性がある

民間の
損害保険会社のみでの
地震保険の提供は困難

政府の関与が必要不可欠

- ✓ 政府の関与により、民間の企業ベースを超える超長期の収支均衡による制度設計が可能に
- ✓ 地震保険料には民間の損害保険会社の利潤が織り込まれておらず（ノーロス・ノープロフィット原則）低廉な保険料を実現

政府再保険を通じて、地震保険を安定的に提供

保険責任の負担 と 再保険の流れ

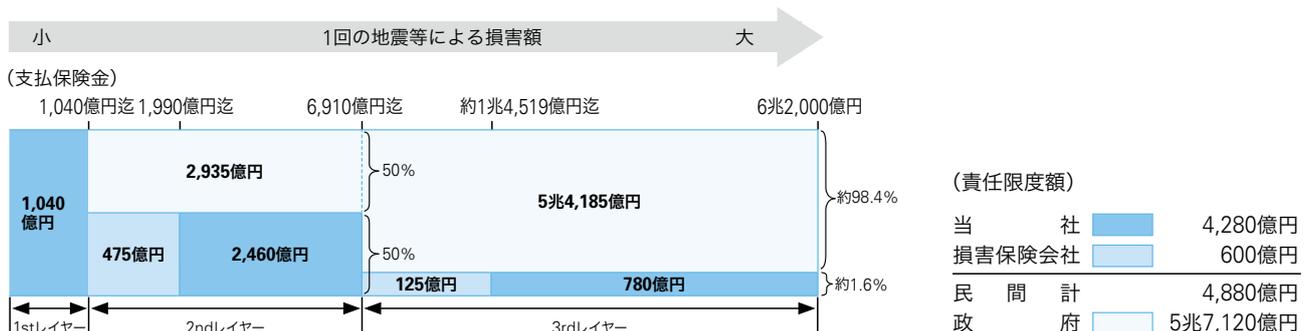
被災されたご契約者に支払われる保険金は、最終的に政府、損害保険会社および当社が、1回の地震等毎にそれぞれ決められた限度額の範囲内で負担します。

この保険金を分担するしくみとして、わが国の地震保険制度では再保険方式が採用されており、当社は、官民間の再保険取引に関する業務を一元的に処理することで「官と民の架け橋」とも言うべき機能を果たしています。

■保険責任の負担

1回の地震等により支払われる保険金の総額にはあらかじめ限度額が設けられています。これを総支払限度額といい、関東大震災規模の地震が再来した場合であっても保険金の支払いに支障が生じないように設定されています。現在の総支払限度額は6兆2,000億円となっています。この総支払限度額の枠内での、政府、損害保険会社および当社それぞれの責任負担の方法および限度額の取り決めを図示したものが「再保険スキーム」です。

再保険スキーム(平成24年4月6日以降発生した地震等に適用)



1回の地震等により支払われる保険金の額が1,040億円に達するまで(1stレイヤー)は民間(当社)が負担します。1,040億円を超え6,910億円に達するまで(2ndレイヤー)は政府・民間が50%ずつ負担します。6,910億円を超える部分(3rdレイヤー)については政府がその大半(約98.4%)を負担します。2ndレイヤーと3rdレイヤーの民間部分は前半を損害保険会社、後半を当社に分けています。

このように1回の地震等による支払が一定の額を超える場合に、その超過部分の責任を負担する方式を**超過損害額再保険方式**といいます。

大規模地震が発生した場合の責任負担の具体例

1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

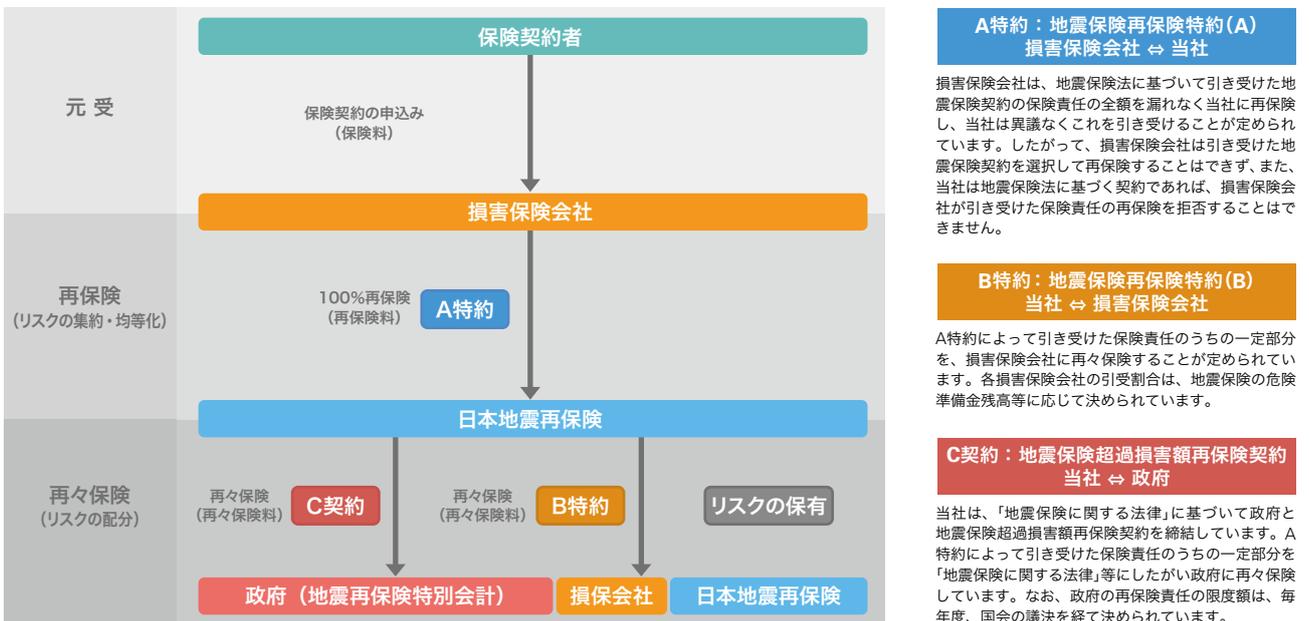
(単位：億円)

| 負担者 | 支払保険金 | | 1,040億円を超え 6,910億円までの部分 | 6,910億円を超え 2兆円までの部分 | 負担額の合計 |
|--------|-------|--------|----------------------------|------------------------|-----------------|
| | 当 社 | 損害保険会社 | | | |
| 当 社 | 1,040 | — | 2,460 | 約90 | 約 3,590 |
| 損害保険会社 | — | — | 475 | 125 | 600 |
| 政 府 | — | — | 2,935 | 約12,875 | 約 15,810 |
| 合 計 | 1,040 | — | 5,870 | 13,090 | 20,000 |

再保険の流れ

政府、損害保険会社および当社が、それぞれ保険責任を公平に負担するためには、損害保険会社が引き受けた**リスクをいったん集約し、均等化したうえでそれぞれに配分する**必要があります。また、**保険責任を負担する対価としてそれぞれ保険料(再・再々保険料)を受け取る**必要があります。このリスクの集約、均等化、配分および保険料(再・再々保険料)の授受を行うために、当社を中核にして再保険取引を行っています。

損害保険会社が引き受けた地震保険の契約は、いったんすべて当社に出再(再保険を引き受けてもらうこと)され、リスクを均等化します。その後、当社が保有するリスクを除き、政府および損害保険会社に対し、それぞれが負担するリスクの度合いに応じて、再度出再(再々保険)しています。



■再保険割合

前項の「再保険の流れ」とおり、いったん当社に全額出再された保険料は、政府および損害保険会社に、それぞれが負担するリスクの度合いに応じて再々保険されますが、その際の配分の基準となる割合を**再保険割合**といいます。

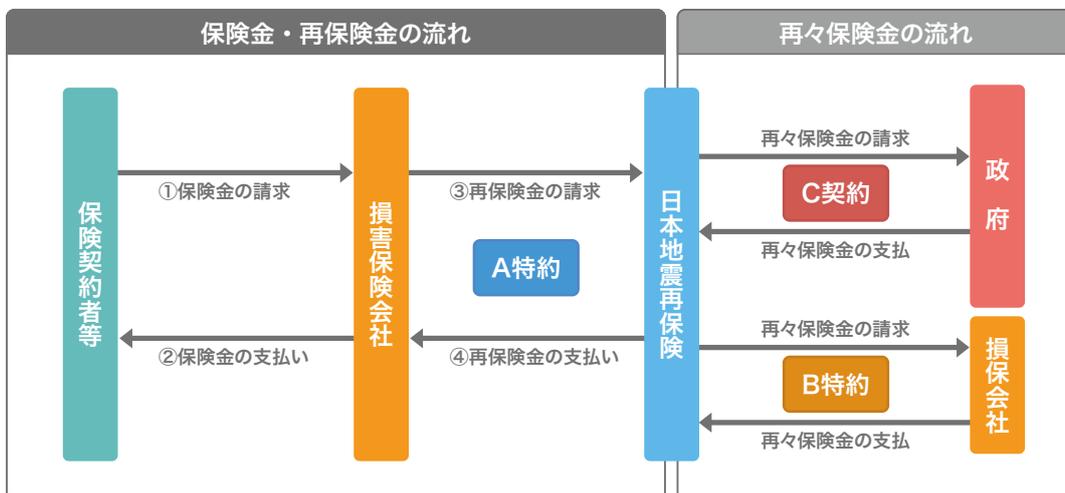
再保険割合は、現在の契約状況をもとに、今後発生しうるすべての地震(文部科学省地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」の作成に用いられた約73万震源モデル)による損害シミュレーションを行い、震源モデル毎の予想支払保険金、政府・損害保険会社・当社の予想負担額、当該震源モデルの発生頻度等を加味して計算されます。

現在の再保険スキーム(平成24年4月6日以降適用)における平成24年度の再保険割合(当初の理論値)は以下のとおりです。

| | 当社 | 損害保険会社 | 政府 |
|-------|------|--------|------|
| 再保険割合 | 約34% | 約4% | 約62% |

■再保険金の流れ

地震等により損害が生じた場合、まず損害保険会社がお契約者等に保険金をお支払いします。その後、当社は損害保険会社からその支払った保険金の全額の請求を受け、A特約の再保険金として支払います。当社は、A再保険金の累計が1stレイヤー(現行スキームでは1,040億円)を超えた場合に、再保険スキームにしたがい政府および損害保険会社に再々保険金の請求を行います。



巨大地震等の発生時には、お契約者と直接保険契約を結んでいる損害保険会社は一時に多額の資金を準備しなくてはなりません。そのため、損害保険会社がお契約者に実際に保険金を支払う前に、発生した地震による損害額の大まかな見込みのもとで保険金支払いに必要な資金を事前に供給することができる**概算払制度**が設けられています。

保険料の積立

わが国は世界有数の地震国ではありますが、それでも地震災害は他の保険事故に比べると発生頻度が極めて低く、またいったん発生した場合に巨額の損害をもたらすこともある地震について、それがいつ発生するかを予測することは困難です。そのため、**地震保険料は経費部分を除いたすべての額を将来の大規模な地震災害に備えて準備金として積み立てることが地震保険法により義務付けられています。**さらに積み立てられた準備金から生じる運用益もすべて準備金として積み立てています。

損害保険会社および当社は地震保険危険準備金として、政府は地震再保険特別会計において政府責任準備金としてそれぞれ積み立てており、平成23年度末の残高は次のとおりとなっています。

| | |
|--------|-----------|
| 当 社 | 3,312億円 |
| 損害保険会社 | 627億円 |
| 政 府 | 8,868億円 |
| 合 計 | 1兆2,808億円 |

- (注) 1. 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。
 2. 政府責任準備金については、平成23年度決算が国会で承認された時点で確定値となります。
 3. 当社の平成23年度末危険準備金は、平成23年度末時点の支払準備金を控除した金額となっています。

なお、当社は、損害保険会社の(再)保険料の管理を各社から受託し、当社分と合わせ民間の積立金を一括して管理・運用しています。

(これまで積み立てた準備金の残高を超えて保険金をお支払いする必要がある場合)

政府(地震再保険特別会計)は再保険金の支払いのために借入れをすることができ、円滑に再保険金を支払うことが可能となっています。また、民間の損害保険会社についても、保険金の支払いのために特に必要があるときは、政府が資金のあっせん又は融通に努めることとなっており(地震保険に関する法律第8条)、**巨大地震にも対応できるしくみ**となっています。

平成23年度 再保険金の支払状況

平成23年度の再保険金支払額は、平成23年東北地方太平洋沖地震の再保険金を中心に、**753,310件**(保険証券の件数ベース)、**1兆2,406億円**となりました。主な地震の支払状況は以下のとおりです。

| 地震名等 | 発生日 | マグニチュード | 証券件数(件) | 再保険金(百万円) |
|--------------------|--------------|---------|---------|------------------|
| 1. 平成23年東北地方太平洋沖地震 | 平成23年 3月 11日 | 9.0 | 710,821 | 1,195,351 |
| 2. 宮城県沖を震源とする地震 | 平成23年 4月 7日 | 7.2 | 28,120 | 30,387 |
| 3. 静岡県東部を震源とする地震 | 平成23年 3月 15日 | 6.4 | 4,391 | 3,722 |
| 4. 福島県浜通りを震源とする地震 | 平成23年 4月 11日 | 7.0 | 2,184 | 3,495 |
| 5. 長野県中部を震源とする地震 | 平成23年 6月 30日 | 5.4 | 2,773 | 3,160 |
| その他の地震等 | — | — | 5,021 | 4,483 |
| 平成23年度支払再保険金合計 | — | — | 753,310 | 1,240,600 |

再保険金支払額上位20地震等

地震保険制度発足以来、再保険金の支払額が多かった上位20地震等は以下のとおりです。なお、平成23年東北地方太平洋沖地震の再保険金は、引き続き平成24年度も支払いが継続しております。

(平成24年3月31日現在)

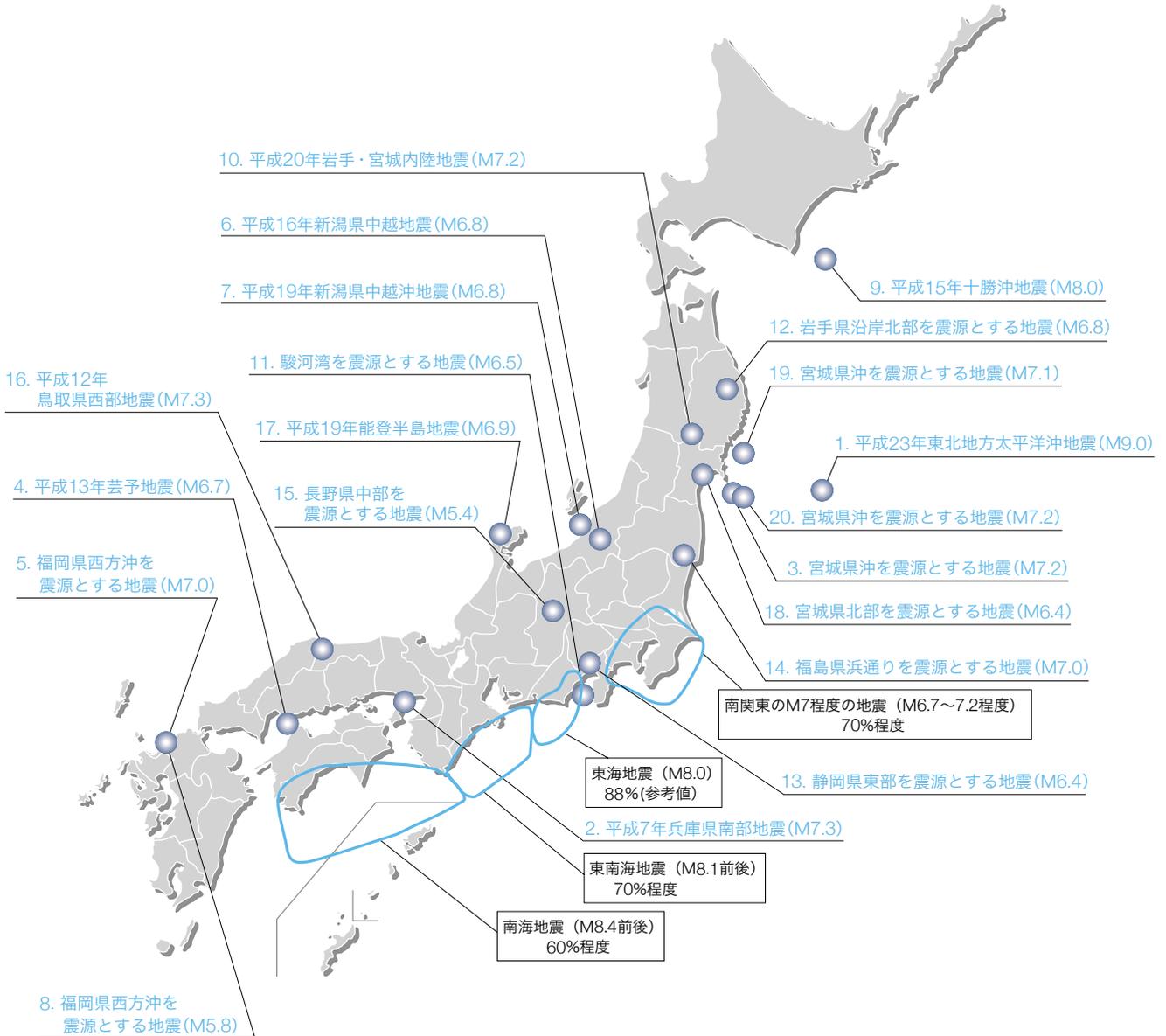
| 地震名等 | 発生日 | マグニチュード | 証券件数(件) | 再保険金(百万円) |
|---------------------|---------------|---------|---------|------------------|
| 1. 平成23年東北地方太平洋沖地震 | 平成23年 3月 11日 | 9.0 | 710,821 | 1,195,351 |
| 2. 平成7年兵庫県南部地震 | 平成 7年 1月 17日 | 7.3 | 65,427 | 78,346 |
| 3. 宮城県沖を震源とする地震 | 平成23年 4月 7日 | 7.2 | 28,120 | 30,387 |
| 4. 平成13年芸予地震 | 平成13年 3月 24日 | 6.7 | 24,450 | 16,940 |
| 5. 福岡県西方沖を震源とする地震 | 平成17年 3月 20日 | 7.0 | 22,014 | 16,934 |
| 6. 平成16年新潟県中越地震 | 平成16年 10月 23日 | 6.8 | 12,604 | 14,895 |
| 7. 平成19年新潟県中越沖地震 | 平成19年 7月 16日 | 6.8 | 7,854 | 8,243 |
| 8. 福岡県西方沖を震源とする地震 | 平成17年 4月 20日 | 5.8 | 11,334 | 6,426 |
| 9. 平成15年十勝沖地震 | 平成15年 9月 26日 | 8.0 | 10,552 | 5,990 |
| 10. 平成20年岩手・宮城内陸地震 | 平成20年 6月 14日 | 7.2 | 8,274 | 5,537 |
| 11. 駿河湾を震源とする地震 | 平成21年 8月 11日 | 6.5 | 9,273 | 5,007 |
| 12. 岩手県沿岸北部を震源とする地震 | 平成20年 7月 24日 | 6.8 | 7,754 | 3,972 |
| 13. 静岡県東部を震源とする地震 | 平成23年 3月 15日 | 6.4 | 4,391 | 3,722 |
| 14. 福島県浜通りを震源とする地震 | 平成23年 4月 11日 | 7.0 | 2,184 | 3,495 |
| 15. 長野県中部を震源とする地震 | 平成23年 6月 30日 | 5.4 | 2,773 | 3,160 |
| 16. 平成12年鳥取県西部地震 | 平成12年 10月 6日 | 7.3 | 4,078 | 2,868 |
| 17. 平成19年能登半島地震 | 平成19年 3月 25日 | 6.9 | 3,303 | 2,729 |
| 18. 宮城県北部を震源とする地震 | 平成15年 7月 26日 | 6.4 | 2,543 | 2,172 |
| 19. 宮城県沖を震源とする地震 | 平成15年 5月 26日 | 7.1 | 2,970 | 1,918 |
| 20. 宮城県沖を震源とする地震 | 平成17年 8月 16日 | 7.2 | 2,793 | 1,551 |

(注)「平成7年兵庫県南部地震」は、78,346百万円の支払いとなりましたが、当時の再保険スキームにより、その内政府は6,173百万円、当社は40,000百万円、損害保険会社は32,173百万円を負担しました。

「平成23年東北地方太平洋沖地震」における政府、当社および損害保険会社の負担状況はP10をご覧ください。

当社で過去にお支払いした再保険金の上位20地震等の震源地およびマグニチュードは、下図のとおり分布となっております。地震名に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表した南関東のM7程度の地震および東海地震、東南海地震、南海地震の震源域と今後30年以内の発生確率を併記しております。



(注) 地震調査研究推進本部では、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生を受け、海溝型地震の長期評価の高精度化に向けての評価手法の見直しに取り組んでいます。今後、新しい調査観測成果を取り入れ、評価手法を検討しながら、南海トラフ(東海地震、東南海地震、南海地震等)の長期評価の改定が行われる予定です。(平成23年6月9日地震調査研究推進本部の発表資料より)

都道府県別の契約状況

(平成24年3月31日現在)

| 都道府県 | 世帯数(A) (千世帯) | 証券件数(B) (千件) | 保険金額 (百万円) | 世帯加入率 (B/A) % | 都道府県 | 世帯数(A) (千世帯) | 証券件数(B) (千件) | 保険金額 (百万円) | 世帯加入率 (B/A) % |
|------|-----------------|-----------------|---------------|------------------|------|-----------------|-----------------|---------------|------------------|
| 北海道 | 2,670 | 559 | 4,393,649 | 21.0 | 滋賀 | 517 | 117 | 1,048,316 | 22.6 |
| 青森 | 574 | 97 | 700,906 | 17.0 | 京都 | 1,125 | 265 | 2,320,653 | 23.6 |
| 岩手 | 505 | 82 | 682,972 | 16.4 | 大阪 | 3,932 | 1,081 | 9,016,230 | 27.5 |
| 宮城 | 912 | 399 | 3,283,682 | 43.7 | 兵庫 | 2,364 | 504 | 4,472,620 | 21.4 |
| 秋田 | 420 | 64 | 531,668 | 15.3 | 奈良 | 560 | 135 | 1,273,897 | 24.2 |
| 山形 | 399 | 63 | 549,940 | 15.9 | 和歌山 | 430 | 93 | 808,731 | 21.7 |
| 福島 | 752 | 165 | 1,351,979 | 22.0 | 鳥取 | 227 | 44 | 385,684 | 19.3 |
| 茨城 | 1,132 | 261 | 2,278,249 | 23.1 | 島根 | 277 | 35 | 324,817 | 12.7 |
| 栃木 | 760 | 158 | 1,450,932 | 20.9 | 岡山 | 786 | 142 | 1,254,299 | 18.2 |
| 群馬 | 772 | 119 | 1,031,611 | 15.5 | 広島 | 1,232 | 322 | 2,801,811 | 26.1 |
| 埼玉 | 2,944 | 792 | 6,482,155 | 26.9 | 山口 | 645 | 126 | 1,139,332 | 19.7 |
| 千葉 | 2,599 | 777 | 6,412,472 | 29.9 | 徳島 | 321 | 78 | 696,238 | 24.5 |
| 東京 | 6,344 | 2,123 | 17,876,471 | 33.5 | 香川 | 413 | 109 | 1,003,531 | 26.3 |
| 神奈川 | 3,962 | 1,249 | 10,368,350 | 31.5 | 愛媛 | 633 | 128 | 1,166,117 | 20.3 |
| 新潟 | 854 | 154 | 1,350,205 | 18.1 | 高知 | 350 | 78 | 672,940 | 22.5 |
| 富山 | 391 | 66 | 672,676 | 16.9 | 福岡 | 2,198 | 650 | 5,326,149 | 29.6 |
| 石川 | 448 | 98 | 806,635 | 21.9 | 佐賀 | 312 | 49 | 432,248 | 15.9 |
| 福井 | 274 | 57 | 588,664 | 20.9 | 長崎 | 613 | 75 | 601,099 | 12.2 |
| 山梨 | 338 | 88 | 879,627 | 26.3 | 熊本 | 735 | 187 | 1,619,372 | 25.5 |
| 長野 | 819 | 125 | 1,275,363 | 15.3 | 大分 | 511 | 98 | 883,114 | 19.3 |
| 岐阜 | 751 | 227 | 1,956,179 | 30.3 | 宮崎 | 504 | 106 | 861,866 | 21.1 |
| 静岡 | 1,451 | 394 | 3,591,629 | 27.2 | 鹿児島 | 789 | 175 | 1,324,415 | 22.2 |
| 愛知 | 2,918 | 1,094 | 9,175,621 | 37.5 | 沖縄 | 568 | 70 | 620,555 | 12.4 |
| 三重 | 730 | 187 | 1,597,566 | 25.7 | 全国計 | 53,783 | 14,088 | 119,343,254 | 26.2 |

- (注) 1. 世帯数は総務省による。平成24年3月末現在の統計は未だ公表されていないため、平成23年3月末現在の統計である。
(岩手県陸前高田市については、東日本大震災による住民基本台帳システムの流出により平成23年2月28日現在の世帯数を使用している。)
2. 付帯率は、損害保険料率算出機構による。平成22年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合である。

付帯率(※) 48.1%

大きな地震災害が想定される地域の契約状況

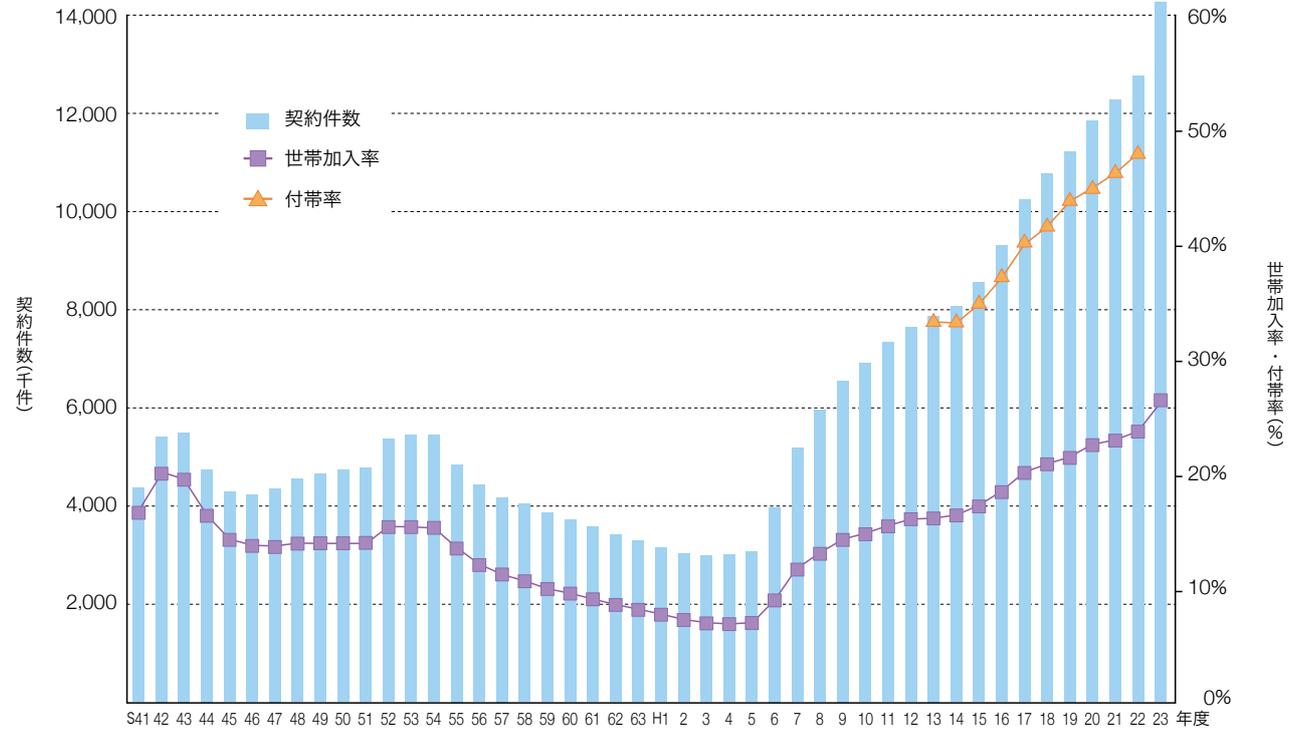
(平成24年3月31日現在)

| 地震名 | 世帯数(A) (千世帯) | 件数(B) (千件) | 保険金額 (百万円) | 世帯加入率 (B/A) % | 今後30年以内に 発生する確率 |
|--------|-----------------|---------------|---------------|------------------|--------------------|
| 関東大地震 | 24,044 | 7,186 | 60,822,485 | 29.9 | ほぼ0%~1% |
| 首都直下地震 | 16,983 | 5,205 | 43,417,699 | 30.6 | 70%程度 |
| 東海地震 | 22,860 | 7,062 | 59,615,437 | 30.9 | 88% (参考値) |
| 東南海地震 | 21,665 | 6,209 | 52,738,507 | 28.7 | 70%程度 |
| 南海地震 | 29,476 | 8,025 | 68,111,780 | 27.2 | 60%程度 |

- 関東大地震(1都10県) : 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、愛知県
 首都直下地震(1都4県) : 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県
 東海地震(1都9県) : 東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、埼玉県、千葉県、長野県
 東南海地震(2府11県) : 静岡県、愛知県、三重県、大阪府、奈良県、和歌山県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、千葉県、神奈川県、徳島県
 南海地震(2府21県) : 三重県、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、京都府、広島県、山口県、大分県、宮崎県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、鳥根県、福岡県、熊本県、鹿児島県

- (注) 1. 損害保険料率算出機構の直近被害想定にもとづく、主な被災都府県を対象として当社で作成。
 2. 今後30年以内に発生する確率は政府の地震調査研究推進本部の「平成24年(2012年)1月1日を基準日として算定した地震の発生確率値」による。
 首都直下地震の確率は南関東のM7程度の地震の確率とした。

契約状況の推移



| | 世帯数(A) (千世帯) | 証券件数(B) (千件) | 世帯加入率 (B/A)% | 付帯率 (%) |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|------------|
| 平成13年度 | 48,637 | 7,883 | 16.2 | 33.5 |
| 平成14年度 | 49,260 | 8,078 | 16.4 | 33.3 |
| 平成15年度 | 49,837 | 8,564 | 17.2 | 34.9 |
| 平成16年度 | 50,382 | 9,324 | 18.5 | 37.4 |
| 平成17年度 | 51,102 | 10,246 | 20.1 | 40.3 |
| 平成18年度 | 51,713 | 10,775 | 20.8 | 41.7 |
| 平成19年度 | 52,324 | 11,217 | 21.4 | 44.0 |
| 平成20年度 | 52,877 | 11,841 | 22.4 | 45.0 |
| 平成21年度 | 53,362 | 12,275 | 23.0 | 46.5 |
| 平成22年度 | 53,783 | 12,747 | 23.7 | 48.1 |
| 平成23年度 | — | 14,088 | 26.2* | — |

(注) 1. 世帯数は総務省による。
 2. 付帯率は、損害保険料率算出機構による。各年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に対する地震保険契約が付帯されている割合である。
 ※平成23年度の世帯数は未だ公表されていないため、平成22年度の世帯数から算出した暫定値である。

参考 外国の地震保険制度

外国の地震保険制度について

| | 米カリフォルニア州 | ニュージーランド | 台湾 | トルコ |
|------------|---|---|--|--|
| 1. 創設年 | 1996年 (ノースリッジ地震(1994年)を契機) | 1945年 (ワイラバノウェリントン地震(1942年)を契機) | 2002年 (集集地震(1999年)を契機) | 1999年 (イズミット地震(1999年)を契機) |
| 2. 運営主体 | カリフォルニア地震公社 (保険販売、損害査定は民間保険会社が行う) | 地震委員会(政府認可法人) (保険販売は民間保険会社が行う) | 民間保険会社、住宅地震保険基金 (政府設立の財団法人)、政府 | トルコ災害保険プール(公法人) (保険販売は民間保険会社が行う) |
| 3. 契約方法 | 火災保険に付帯(任意付帯) 法律で火災保険契約時に保険会社は地震保険を付帯できる旨説明することを義務付け | 火災保険に付帯(自動付帯) 法律で火災保険(建物は強制、家財は任意)契約時に地震委員会による地震保険が自動付帯される。 | 強制保険 火災保険に強制付帯させる | 強制保険 公的な事業に属する建物と村落以外に建てられた全ての建物は義務的に加入する。 |
| 4. 対象物件 | 住宅、家財 | 住宅建物、家財、宅地 | 住宅建物 | <強制>特定エリア内の住宅 <任意>村落の建物、商業建物、1999年以降の建物 |
| 5. 対象危険 | 地震による損壊 (地震による火災は火災保険で担保) 臨時費用有り | 地震、地滑り、噴火、地熱活動、津波による損害とこれらによる火災損害。宅地については上記に加えて暴風、洪水による損害も。家財の契約に対して残存物取片付け費用有り。 | 地震を原因とする直接、間接の損害 | 地震によってもたらされる物質的な損害全て |
| 6. 保険料 | 最低：0.36%、最高：9.00% 地域：19区分(ZIPコードによる分類) 建物の構造・築年別(8区分)、階数(2区分) 築年・耐震補強による割引制度有り(5%) 料率はEQECAT社に依頼して算出。 想定地震数はおおよそ15万。 | 一律0.5% 割引制度はない。 | 1.2158% 等地、建物の構造の区分はなく、保険金額台湾\$120万(360万円)に対し保険料は台湾\$1,459(4,377円)である。 | 住宅建物0.44%~5.50% 等地(5区分)、建物の構造(3区分)の15区分 |
| 7. 保険金限度額 | 建物 保険価額 家財 US\$5,000~100,000 (40万~800万円) 臨時費用 US\$1,500~15,000 (12万~120万円) | 住宅建物 NZ\$100,000(650万円) 家財 NZ\$20,000(130万円) 宅地 保険価額 | 台湾\$120万(360万円) 保険金額が台湾\$120万に満たない場合は、比例的に保険料が割引かれる。 | 10万トルコリラ(450万円)を上限とする。 また、建物タイプ、床面積ごとに上限額が決められている。 |
| 8. 総支払限度額 | US\$97億(7,760億円) | なし | 台湾\$700億(2,100億円) | 10億ユーロ(1,100億円) |
| 9. 支払準備金残高 | US\$36億(2,880億円) | NZ\$56億(3,640億円) | 台湾\$96億(288億円) | 0.8億ユーロ(88億円) |
| 10. 保険責任割合 | 地震公社が全ての保険責任を引受け、政府による保証や責任引受けはなし。 ②地震公社(民間保険会社事後拠出金) 【US\$26億(2,080億円)】 ①地震公社(支払準備金等) 【US\$71億(5,680億円)】 | 地震委員会が全ての保険責任を引受け、NZ\$67億超の損害については、政府が支払いを保証。 ②地震委員会(政府保証) 【上限なし】 ①地震委員会(支払準備金等) 【NZ\$67億(4,355億円)】 | 民間保険会社及び住宅地震保険基金が合計台湾\$560億(1,680億円)分の責任を引受け。 政府は、台湾\$560億超の損害につき再保険の引受けを行うが、再保険料は基金の準備金として積立。 ③政府(再保険) 【台湾\$140億(420億円)】 ②住宅地震保険基金(支払準備金等) 【台湾\$532億(1,596億円)】 ①民間保険会社 【台湾\$28億(84億円)】 | 災害保険プールが全ての保険責任を引受け、資金不足の際は政府が支援を行う。 災害保険プール(支払準備金、再保険等) 【10億ユーロ(1,100億円)】 |

(出所)「日本の地震保険(平成22年1月版)」(損害保険料率算出機構)、各運営主体公表資料(米カリフォルニア州は2010年6月末、ニュージーランドは2009年6月末、台湾は2009年末、トルコは2006年末時点の内容)等。

(注) 1US\$=80円、1NZ\$=65円、1台湾\$=3円、1トルコリラ=45円、1ユーロ=110円で換算。

(財務省 第1回 地震保険制度に関するプロジェクトチーム(平成24年4月23日開催)配付資料より)

社会貢献活動

当社の取り組み

●救命技能認定証の取得

大地震をはじめとする各種災害発生時の負傷者救護や平時においても事故で負傷した方や急病者の応急手当に役立てるため、全ての役職員に対して財団法人東京救急協会「上級救命技能認定」の取得を義務づけています。

また、同認定取得者は3年毎の更新講習を受講し、知識と技能のブラッシュアップを図っています。

●地域・社会貢献の取り組み

中央区の「花咲く街角ボランティア」や「クリーンデー」に参加し、本社オフィス前の花壇へ草花の植付けとその管理や地域の清掃活動を行っています。

また、社内にて収集した使用済み切手やプリペイドカード等を、中央区福祉協議会に寄贈しています。使用済み切手やプリペイドカード等は、区のボランティア活動事業の資金として役立っています。

その他に、ふれあいボランティア・地域助け合いの全国普及などを行っている(公財)さわやか福祉財団の法人会員となり同財団を支援しています。

社会貢献活動の支援制度として、最長で1ヶ月間取得できるボランティア休暇を設けています。昨年度は、社員が休暇を利用し、東日本大震災被災地支援災害ボランティア活動へ参加しました。



●環境マネジメントシステムの推進

当社では平成18年にISO14001環境マネジメントシステムを全社に導入し、地球環境保護活動を推進しています。

昨年度は東北地方太平洋沖地震の影響による業務量増加により電気や紙の使用量を削減することが困難な状況でしたが、環境負荷軽減を意識して業務に取り組み、各種対策を行った結果、紙の使用量を前年度比44.3%増に抑え、電気の使用量を前年度比24.5%削減することができました。

さらに、グリーン購入の徹底を図った結果、備品購入費におけるグリーン購入の割合は95%となりました。

今年度も引き続き、全社を挙げて紙の使用量を極力抑え、各種節電対策を実施し、一層の省エネルギー、省資源および資源のリサイクルにチャレンジしてまいります。

損害保険業界としての取り組み

当社は当社独自の社会貢献活動のほか、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損保業界の「社会の安全・安心への貢献事業」に参画し、社会貢献活動に取り組んでいます。

主な取組みは次項のとおりです。

●環境問題への取り組み

(1) リサイクル部品活用の推進

自動車の利用者に、自動車を修理する際に部品を交換するのではなく、できるだけ補修をすることで廃棄される部品を減らせることや、交換が必要な場合でも、新品ではなく、リサイクル部品を利用することで、廃棄物と同時に製造時に発生するCO₂排出量も減らせることを訴えるため、業界統一ロゴを作成し、チラシや専用ホームページで啓発をしています。

2011年度は、会員各社自らが社有車の修理に積極的にリサイクル部品を活用することを宣言するとともに、個社毎の取組みを実施したほか、2011年11月～12月には関係省庁の後援および関連団体の協賛を得て、リサイクル部品活用推進キャンペーン(チラシ配布等による啓発とリサイクル部品の利用状況と満足度アンケート調査)を実施しました。



(2) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発のため、「エコ安全ドライブCLUB」の運営や自動車教習所でのビデオクリップ放映、各種リーフレット・ステッカーの作成・交付を行っています。

(3) 環境問題に関する目標

損保業界では、地球温暖化の大きな原因である二酸化炭素の削減および循環型社会形成に向けた廃棄物の削減に関する目標を定め、取り組んでいます。

●防火・自然災害対策

(1) 地域の防災力・消防力強化への取り組み

① 軽消防自動車の寄贈

小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国自治体や離島に寄贈しています。

② 防火標語の募集と防火ポスターの制作

防火意識の高揚、普及、啓発を目的として防火標語の募集を行い、入選作品である「全国統一防火標語」を掲載した防火ポスターを制作し、全国の消防署をはじめとする公共機関等に寄贈し、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用いただいております。

③ ハザードマップを活用した自然災害リスクの啓発

各市町村作成のハザードマップを通じて、洪水や地震などの自然災害リスクの周知・理解促進を行い、自然災害に対する備えの重要性を知ってもらう啓発活動を進めています。



(2) 地域の安全意識の啓発

① 実践的安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながらまちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設等を発見してマップにまとめる実践的安全教育プログラムである「ぼうさい探検隊」の普及を通じ、安全教育の促進を図っています。

② 地域防災リーダーの育成

大学生が災害時に地域防災リーダーとして活躍してもらうことを目的として作られた防災ボランティアプログラムの紹介・実践を通じ、地域防災リーダーの育成を図っています。

③ 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、遊びながら災害から身を守るポーズが学べるカードゲームを作成・普及し、防災意識の定着を図っています。



●交通安全対策

(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠償保険事業から生じた運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：若年者向け交通マナー教育拡充事業支援、飲酒運転根絶事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援等
- ・救急医療体制の整備：救急外傷診療研修補助、ドクターヘリ体制整備補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な保険金支払のための医療研修等



(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

事故の多い交差点(その付近も含む)での事故防止を目的に、47都道府県単位で事故の多い交差点5箇所の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトで公開しています。

② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルールとマナーを解説し、また、事故に備える保険や自転車事故による高額賠償事例を紹介した冊子「知っていますか？自転車の事故」や「小学生のための自転車安全教室～たのしくまなぶルールやマナー～」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。

③ シニアドライバーの事故防止活動

シニアドライバーの交通安全啓発の取り組みとしてチラシ「シニアドライバーのための交通安全のすすめ」を作成しています。チラシでは、事故が起きやすい場面の例や、交通事故原因を、わかりやすくイラストやグラフで記載しているほか、安全運転力のチェック項目を記載し、「事故防止のためには、自分の運転を客観的に評価し、常に安全運転の基本動作が出来ているか意識することが重要」であることを呼びかけています。

④ 飲酒運転防止活動

飲酒運転を許さない社会の構築と飲酒運転事故撲滅を目指して、冊子「飲酒運転防止マニュアル」の作成や講習会への講師派遣、イベント等における啓発展示等の活動を行っています。

●犯罪防止対策

(1) 盗難防止の日(10月7日)の取り組み

一般社団法人日本損害保険協会では、自動車盗難、車上ねらい、住宅侵入盗難に対する防止啓発を目的として10月7日を「盗難防止の日」と定め、2003年から毎年、全国47都道府県の約60ヶ所の街頭で損保社員、警察関係者などが盗難防止啓発チラシとノベルティを配布し、盗難防止を訴えています。

(2) 自動車盗難の防止

一般社団法人日本損害保険協会では、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から民間事務局として参画し盗難対策に取り組み、また、イモビライザ(自動車盗難防止装置)の標準装備や防犯性能の高いカーナビの普及などを実現するため、関係省庁・団体に要望提言を行っています。

(3) 啓発活動

犯罪や事故について大人と子どもが一緒に考えることで防犯意識を高めることを目的に「子供を犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。また、身近に起こる犯罪対策と防犯活動を取りまとめた「くらしの防犯カルテ」や防犯啓発ビデオも作成しています。

資料編

会社の概要

| | |
|----------|----|
| 会社の沿革 | 44 |
| 会社の組織 | 44 |
| 株主・株式の状況 | 44 |
| 株主総会議案 | 45 |
| 役員の状況 | 46 |
| 従業員の状況 | 47 |

事業の概況

| | |
|-----------------|----|
| 保険引受の状況 | 48 |
| 資産運用の状況 | 49 |
| 単体ソルベンシー・マージン情報 | 50 |

経理の状況

| | |
|----------|----|
| 計算書類等 | 51 |
| 資産・負債の明細 | 55 |
| 損益の明細 | 56 |
| 時価情報等 | 57 |

| | |
|-------|----|
| 用語の解説 | 58 |
|-------|----|

資料編

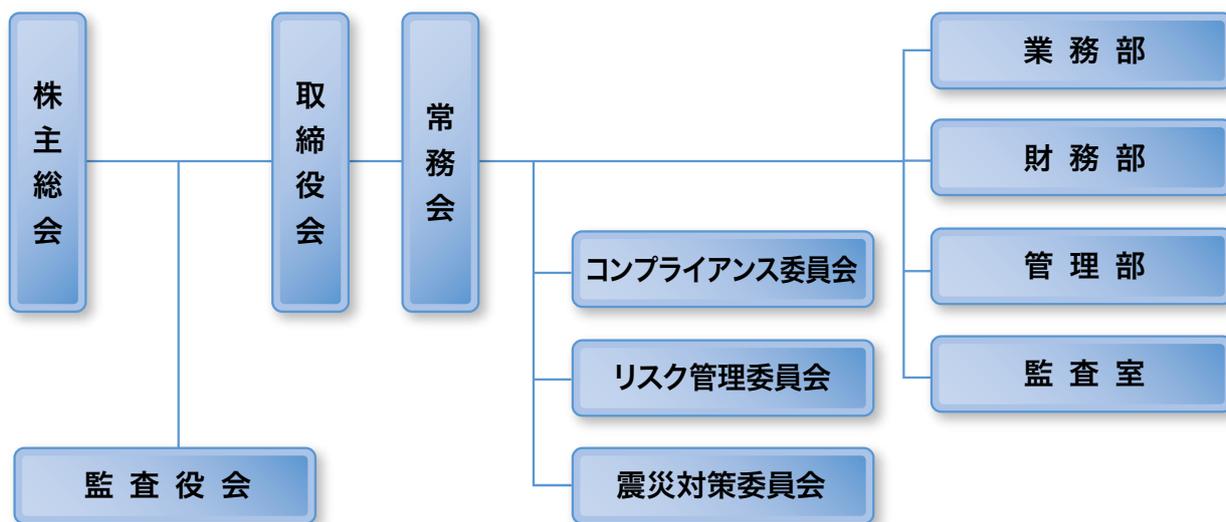
会社の概要

●会社の沿革

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 昭和 41年 5月30日 | 国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立 |
| 昭和 41年 6月 1日 | 地震保険事業免許を取得 |
| 昭和 41年 6月 1日 | 営業開始 |
| 平成 8年 7月 1日 | 所在地を東京都中央区に移転 |

●会社の組織

(平成24年4月1日現在)



●株主・株式の状況

(1)基本事項

(平成24年3月31日現在)

| | |
|----------|---|
| ① 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| ② 定時株主総会 | 毎年4月1日から4ヶ月以内に開催 |
| ③ 公告方法 | 電子公告の方法により、< http://www.nihonjishin.co.jp >において掲載しております。 |

(2)株式状況

| | |
|-------------|------------|
| ① 発行する株式の内容 | 普通株式 |
| ② 発行可能株式総数 | 2,000,000株 |
| ③ 発行済株式の総数 | 2,000,000株 |
| ④ 総株主数 | 11名 |

(3)株主

| 氏名又は名称 | 所有株式数 | 持株比率 |
|--------------------|-------|-------|
| 東京海上日動火災保険株式会社 | 537千株 | 26.9% |
| 三井住友海上火災保険株式会社 | 338千株 | 16.9% |
| 株式会社損害保険ジャパン | 321千株 | 16.1% |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 255千株 | 12.8% |
| 日本興亜損害保険株式会社 | 208千株 | 10.4% |
| 富士火災海上保険株式会社 | 123千株 | 6.2% |
| トリア再保険株式会社 | 93千株 | 4.7% |
| 日新火災海上保険株式会社 | 61千株 | 3.1% |
| 共栄火災海上保険株式会社 | 34千株 | 1.7% |
| 朝日火災海上保険株式会社 | 8千株 | 0.4% |
| セコム損害保険株式会社 | 7千株 | 0.4% |

(4)資本金の推移

(単位：億円)

| 年度 | 平成21年度末 | 平成22年度末 | 平成23年度末 |
|-----|---------|---------|---------|
| 資本金 | 10 | 10 | 10 |

●株主総会議案**第46期定時株主総会**

第46期定時株主総会を、平成24年6月29日(金)に損保会館16階理事会室において開催しました。報告事項および決議事項は以下のとおりです。

報告事項 第46期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役2名補充選任の件
本件は、入江正道、伏見洋之の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第2号議案 監査役4名選任の件
本件は、志鎌敬、二宮雅也、横山隆美、野口知充の4氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第4号議案 退任監査役に対し記念品贈呈の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

● 役員 の 状 況

(平成24年7月1日現在)

| 役名および職名 | 氏名・生年月日 | 略 歴 | 担当業務 |
|------------------|-------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 取締役会長 (代表取締役) | わかばやし しょうぞう 若林 勝三 昭和18年11月23日 | 昭和42年 4月 大蔵省(現 財務省)入省 平成7年 5月 同省 国税庁次長 平成9年 7月 沖縄開発庁 振興局長(現 内閣府) 平成10年 6月 沖縄開発事務次官 平成13年 1月 日本証券業協会 常務理事 平成13年 7月 同協会 専務理事 平成16年 6月 当社 取締役会長(現職) | |
| 取締役社長 (代表取締役) | いりえ まさみち 入江 正道 昭和27年7月26日 | 昭和51年 4月 大正海上火災保険株式会社 (現 三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成17年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 執行役員東北本部長 平成17年10月 同社 執行役員東北本部長兼東北本部損害サービス改革本部長 平成19年 4月 同社 執行役員東アジア・インド本部長 平成20年 4月 同社 常務執行役員東京企業第一本部長兼東京企業第一本部損害サポート・イノベーション本部長 平成22年 4月 同社 常務執行役員関東甲信越本部長兼関東甲信越本部損害サポート・イノベーション本部長 平成23年 4月 同社 専務執行役員関東甲信越本部長 平成24年 4月 同社 特別顧問 平成24年 6月 当社 取締役社長(現職) | 管理部 監査室 コンプライアンス委員会 リスク管理委員会 |
| 常務取締役 (代表取締役) | ばば ただし 馬場 忠 昭和28年8月7日 | 昭和52年 4月 安田火災海上保険株式会社 (現 株式会社損害保険ジャパン)入社 平成20年 7月 株式会社損害保険ジャパン 執行役員経営企画部担当部長 平成20年 9月 同社 執行役員国際企画部(シンガポール駐在) 担当部長兼経営企画部担当部長 平成23年 4月 同社 常務執行役員 平成23年 6月 当社 常務取締役(現職) | 業務部 震災対策委員会 社長補佐(人事) |
| 常務取締役 (代表取締役) | ふしみ ひろゆき 伏見 洋之 昭和30年9月7日 | 昭和53年 4月 東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社)入社 平成19年 6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 取締役ライフパートナー営業部長 平成20年 6月 同社 常務取締役 平成22年 6月 東京海上日動火災保険株式会社 常務執行役員 平成24年 6月 当社 常務取締役(現職) | 財務部 社長補佐(経理) |
| 取 締 役 (非常勤) | すみ しゅうぞう 隅 修三 昭和22年7月11日 | 昭和45年 4月 東京海上火災保険株式会社 (現 東京海上日動火災保険株式会社)入社 平成19年 6月 東京海上日動火災保険株式会社 代表取締役社長(現職) 平成19年 6月 当社 取締役(現職) | |
| 取 締 役 (非常勤) | からさわ やすよし 柄澤 康喜 昭和25年10月27日 | 昭和50年 4月 住友海上火災保険株式会社 (現 三井住友海上火災保険株式会社)入社 平成22年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 代表取締役社長 社長執行役員(現職) 平成22年 6月 当社 取締役(現職) | |
| 取 締 役 (非常勤) | さくらだ けんご 櫻田 謙悟 昭和31年2月11日 | 昭和53年 4月 安田火災海上保険株式会社 (現 株式会社損害保険ジャパン)入社 平成22年 6月 当社 取締役(現職) 平成22年 7月 株式会社損害保険ジャパン 代表取締役社長 社長執行役員(現職) | |

| 役名および職名 | 氏名・生年月日 | 略 歴 | 担当業務 |
|--------------|-----------------------------------|---|------|
| 取締役 (非常勤) | すずき ひさひと 鈴木 久仁 昭和25年9月15日 | 昭和48年 4月 大東京火災海上保険株式会社 (現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)入社 平成22年 4月 あいおい損害保険株式会社 (現 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 代表取締役社長(現職) 平成22年 6月 当社 監査役 平成23年 6月 当社 取締役(現職) | |
| 常勤監査役 | しかま たかし 志鎌 敬 昭和25年11月22日 | 昭和49年 4月 社団法人日本損害保険協会 (現 一般社団法人日本損害保険協会)入社 平成19年 6月 同協会 常務理事 平成23年 6月 当社 常勤監査役(現職) | |
| 監査役 (非常勤) | ふたみや まさや 二宮 雅也 昭和27年2月25日 | 昭和49年 4月 日本火災海上保険株式会社 (現 日本興亜損害保険株式会社)入社 平成23年 6月 日本興亜損害保険株式会社 代表取締役社長 社長執行役員(現職) 平成23年 6月 当社 監査役(現職) | |
| 監査役 (非常勤) | よこやま たかよし 横山 隆美 昭和27年12月18日 | 昭和51年 4月 AIU株式会社(現 AIU保険会社)入社 平成22年 6月 富士火災海上保険株式会社 取締役兼代表執行役社長兼COO 平成22年10月 当社 監査役(現職) 平成23年 9月 富士火災海上保険株式会社 代表取締役社長兼COO 平成23年10月 同社 代表取締役社長兼CEO(現職) | |
| 監査役 (非常勤) | のぐち ともあつ 野口 知充 昭和30年10月4日 | 平成7年 12月 東亜火災海上再保険株式会社 (現 トーア再保険株式会社)入社 平成24年 6月 トーア再保険株式会社 代表取締役社長(現職) 平成24年 6月 当社 監査役(現職) | |

●従業員の状況

(平成24年3月31日現在)

| 従業員数 | 平均年齢 | 平均勤続年数 | 平均年間給与 |
|------|-------|--------|------------|
| 26名 | 41.7歳 | 13.2年 | 7,913,530円 |

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。
3. 従業員には、使用人兼取締役、退職者、派遣社員を含んでいません。

事業の概況

● 保険引受の状況(種目：地震)

(1) 正味収入保険料等

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------|----|---------|---------|---------|
| 受再保険料 | | 151,353 | 152,182 | 171,223 |
| 解約返戻金 | | 2,464 | 2,324 | 2,504 |
| 受再正味保険料(A) | | 148,349 | 149,634 | 168,676 |
| 支払再保険料(B) | | 76,123 | 78,102 | 85,005 |
| 正味収入保険料(A-B) | | 72,225 | 71,532 | 83,671 |

(注) 1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。
2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。
3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

(2) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|----|--------|--------|--------|
| 国内契約 | | 100% | 100% | 100% |

(3) 正味支払保険金等

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------|----|--------|--------|-----------|
| 受再正味保険金(A) | | 5,544 | 1,033 | 1,240,600 |
| 回収再保険金(B) | | — | — | 1,043,975 |
| 正味支払保険金(A-B) | | 5,544 | 1,033 | 196,625 |

(注) 1. 受再正味保険金…受再契約の支払保険金から保険金戻入を控除したものです。
2. 正味支払保険金…受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものです。

(4) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------------------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 正味損害率 | | 8.6% | 1.8% | 282.9% |
| 保険引受に係る事業費 (保険引受に係る営業費及び一般管理費) | | 31,381 (509) | 31,740 (503) | 35,677 (551) |
| (諸手数料及び集金費) | | (30,872) | (31,236) | (35,126) |
| 正味事業費率 | | 43.4% | 44.4% | 42.6% |
| 合算率 | | 52.0% | 46.2% | 325.5% |

(注) 1. 正味損害率…(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率…(保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料
3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

(5) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

該当ありません。

(6) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

地震保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩により相殺しているため変動はありません。

(7) 保険引受利益

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------|----|--------|---------|---------|
| 保険引受収益 | | 79,278 | 148,490 | 272,727 |
| 保険引受費用 | | 77,828 | 147,002 | 271,872 |
| 営業費及び一般管理費 | | 509 | 503 | 551 |
| その他の収支 | | △941 | △984 | △303 |
| 保険引受利益 | | — | — | — |

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。
2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

(8) 出再を行った再保険者の数と出再保険料上位5社の割合

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|--------------------------|----|--------|--------|--------|
| 出再先保険会社の数 | | 17社 | 15社 | 14社 |
| 出再保険料のうち上位5社の出先に集中している割合 | | 77.5% | 81.9% | 81.8% |

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。

(9) 出再保険料の格付け毎の割合

該当ありません。

(10) 契約者配当金

該当ありません。

(11) 期首時点の支払備金(見積額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

地震保険を対象としておりません。

(12) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移

地震保険を対象としておりません。

●資産運用の状況

(1)資産運用方針

当社は大地震の際には多額の再保険金を迅速に支払う必要があるため、換金性を重視することを大前提とし、これに危険準備金の増加をはかるための収益性を加味して運用することを基本方針としています。また、取引執行部門とは独立したリスク管理部門が各種リスクを把握し、管理しています。

(2)運用資産

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度末 | | 平成22年度末 | | 平成23年度末 | |
|--------|----|-----------|-------|-----------|-------|---------|-------|
| | | 金額 | 構成比 % | 金額 | 構成比 % | 金額 | 構成比 % |
| 預貯金 | | 22,352 | 2.0 | 10,409 | 0.9 | 17,190 | 3.4 |
| コールローン | | 28,254 | 2.6 | 319,586 | 27.7 | 30,105 | 5.9 |
| 買入金銭債権 | | - | - | - | - | - | - |
| 金銭の信託 | | 13,692 | 1.3 | - | - | - | - |
| 有価証券 | | 1,006,947 | 92.2 | 805,223 | 69.8 | 448,120 | 88.0 |
| 建物 | | 40 | 0.0 | 37 | 0.0 | 35 | 0.0 |
| 運用資産計 | | 1,071,286 | 98.1 | 1,135,256 | 98.4 | 495,450 | 97.3 |
| 総資産 | | 1,092,272 | 100.0 | 1,154,108 | 100.0 | 509,274 | 100.0 |

(3)利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | | 平成22年度 | | 平成23年度 | |
|--------|----|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | | 金額 | 利回り % | 金額 | 利回り % | 金額 | 利回り % |
| 預貯金 | | 219 | 0.61 | 169 | 0.45 | 83 | 0.69 |
| コールローン | | 11 | 0.07 | 20 | 0.06 | 46 | 0.05 |
| 買入金銭債権 | | - | - | - | - | - | - |
| 金銭の信託 | | 86 | 0.63 | 50 | 0.40 | - | - |
| 有価証券 | | 16,991 | 1.76 | 15,734 | 1.55 | 6,983 | 1.43 |
| 建物 | | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | 17,309 | 1.67 | 15,975 | 1.46 | 7,113 | 1.20 |

(注) 運用資産利回り(インカム利回り) …資産運用に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標(従来から開示)。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=利息及び配当金収入(金銭の信託運用益(損)中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。)
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高

(4)資産運用利回り(実現利回り)

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成22年度 | | | 平成23年度 | | |
|--------|----|-----------------|-------------------|--------|-----------------|-------------------|-------|
| | | 分子の額 (実現ベース) | 分母の額 (取得原価ベース) | 利回り % | 分子の額 (実現ベース) | 分母の額 (取得原価ベース) | 利回り % |
| 預貯金 | | 169 | 37,412 | 0.45 | 83 | 12,074 | 0.69 |
| コールローン | | 20 | 35,101 | 0.06 | 46 | 94,217 | 0.05 |
| 買入金銭債権 | | - | - | - | - | - | - |
| 金銭の信託 | | △218 | 12,604 | △1.73 | - | - | - |
| 有価証券 | | 15,676 | 1,011,852 | 1.55 | 9,127 | 488,267 | 1.87 |
| 公社債 | | 6,121 | 589,258 | 1.04 | 3,253 | 273,696 | 1.19 |
| 株式 | | - | - | - | - | - | - |
| 外国証券 | | 9,898 | 419,477 | 2.36 | 5,874 | 214,570 | 2.74 |
| その他の証券 | | △343 | 3,116 | △11.01 | - | - | - |
| 貸付金 | | - | - | - | - | - | - |
| 建物 | | - | 40 | - | - | 37 | - |
| 金融派生商品 | | 17,035 | - | - | 8,358 | - | - |
| その他 | | △19,572 | - | - | △10,599 | - | - |
| 合計 | | 13,112 | 1,097,011 | 1.20 | 7,016 | 594,596 | 1.18 |

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り) …資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高
- 2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(5)(参考)時価総合利回り

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成22年度 | | | 平成23年度 | | |
|--------|----|-----------------|-----------------|-------|-----------------|-----------------|-------|
| | | 分子の額 (時価ベース) | 分母の額 (時価ベース) | 利回り % | 分子の額 (時価ベース) | 分母の額 (時価ベース) | 利回り % |
| 預貯金 | | 169 | 37,412 | 0.45 | 83 | 12,074 | 0.69 |
| コールローン | | 20 | 35,101 | 0.06 | 46 | 94,217 | 0.05 |
| 買入金銭債権 | | - | - | - | - | - | - |
| 金銭の信託 | | △160 | 12,546 | △1.28 | - | - | - |
| 有価証券 | | 7,870 | 1,028,090 | 0.77 | 5,349 | 496,699 | 1.08 |
| 公社債 | | 3,563 | 595,176 | 0.60 | 1,821 | 277,057 | 0.66 |
| 株式 | | - | - | - | - | - | - |
| 外国証券 | | 4,385 | 430,061 | 1.02 | 3,527 | 219,641 | 1.61 |
| その他の証券 | | △78 | 2,852 | △2.77 | - | - | - |
| 貸付金 | | - | - | - | - | - | - |
| 建物 | | - | 40 | - | - | 37 | - |
| 金融派生商品 | | 17,035 | - | - | 8,358 | - | - |
| その他 | | △19,572 | - | - | △10,599 | - | - |
| 合計 | | 5,364 | 1,113,191 | 0.48 | 3,237 | 603,029 | 0.54 |

(注) 1. 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

- ・分子=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用)
+ (当期末評価差額 - 前期末評価差額) + 繰延ヘッジ損益増減
- ・分母=取得原価又は償却原価による平均残高 + その他有価証券に係る前期末評価差額 + 売買目的有価証券に係る前期末評価損益
- ※税効果控除前の金額による。
- 2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(6)海外投融資

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度末 | | 平成22年度末 | | 平成23年度末 | |
|------------------|----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 金額 | 構成比 % | 金額 | 構成比 % | 金額 | 構成比 % |
| 外貨建 | | | | | | | |
| 外国公社債 | | 270,894 | 63.6 | 152,723 | 48.4 | 55,435 | 35.1 |
| 円貨建 | | | | | | | |
| 外国公社債 | | 154,918 | 36.4 | 162,901 | 51.6 | 102,638 | 64.9 |
| 合計 | | 425,813 | 100.0 | 315,624 | 100.0 | 158,073 | 100.0 |
| 海外投融資利回り | | | | | | | |
| 運用資産利回り(インカム利回り) | | 2.80% | | 2.41% | | 2.19% | |
| 資産運用利回り(実現利回り) | | 2.88% | | 2.36% | | 2.74% | |
| (参考)時価総合利回り | | 5.30% | | 1.02% | | 1.61% | |

(注) 「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る資産について、「(3)利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)」、「(4)資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものであります。

●単体ソルベンシー・マージン情報（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率）

（単位：百万円）

【参考】

| 区分 | 年度 | 平成22年度末 (旧基準) | 平成23年度末 (現行基準) | 平成22年度末 (現行基準) |
|-----|--|------------------|-------------------|-------------------|
| (A) | 単体ソルベンシー・マージン総額 | 430,847 | 336,562 | 430,847 |
| | 資本金又は基金等 | 1,620 | 1,615 | 1,620 |
| | 価格変動準備金 | 5 | 6 | 5 |
| | 危険準備金 | — | — | — |
| | 異常危険準備金 | 424,401 | 331,275 | 424,401 |
| | 一般貸倒引当金 | — | — | — |
| | その他有価証券の評価差額 (税効果控除前) | 4,464 | 3,390 | 4,464 |
| | 土地の含み損益 | — | — | — |
| | 払戻積立金超過額 | — | — | — |
| | 負債性資本調達手段等 | — | — | — |
| | 払戻積立金超過額及び負債 性資本調達手段等のうち、 マージンに参入されない額 | — | — | — |
| | 控除項目 | — | — | — |
| | その他 | 354 | 275 | 354 |
| (B) | 単体リスクの合計額 | 690,852 | 557,215 | 700,369 |
| | $\sqrt{(R1+R2)^2+(R3+R4)^2}+R5+R6$ | | | |
| | 一般保険リスク(R1) | — | — | — |
| | 第三分野保険の保険リスク(R2) | — | — | — |
| | 予定利率リスク(R3) | — | — | — |
| | 資産運用リスク(R4) | 8,692 | 9,839 | 18,022 |
| | 経営管理リスク(R5) | 13,546 | 10,925 | 13,732 |
| | 巨大災害リスク(R6) | 668,614 | 536,450 | 668,614 |
| (C) | 単体ソルベンシー・マージン比率 (A)/{(B)×1/2}×100 | 124.7% | 120.8% | 123.0% |

(注) 上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。なお、「現行基準」は平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準であり、「旧基準」とは当該改正内容を反映前の基準です。

・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。

・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

当社は、「地震保険に関する法律」にもとづき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

単体ソルベンシー・マージン比率

・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額です。

| | |
|------------------------------|---|
| ①保険引受上の危険： (一般保険リスク) | 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く) |
| *家計地震保険を除く (第三分野保険の保険リスク) | |
| ②予定利率上の危険： (予定利率リスク) | 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険 |
| ③資産運用上の危険： (資産運用リスク) | 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 |
| ④経営管理上の危険： (経営管理リスク) | 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの |
| ⑤巨大災害に係る危険： (巨大災害リスク) | 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険 |

経理の状況

● 計算書類等

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定にもとづき、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等については、会計監査人である新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

(1) 貸借対照表

(資産の部) (単位：百万円)

| 科目 | 年度 | | 年度 | |
|------------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|
| | 平成22年度 (平成23年3月31日現在) | | 平成23年度 (平成24年3月31日現在) | |
| | 金額 | 構成比 % | 金額 | 構成比 % |
| 現金及び預貯金 | 10,409 | 0.9 | 17,190 | 3.4 |
| 預貯金 | 10,409 | | 17,190 | |
| コールローン | 319,586 | 27.7 | 30,105 | 5.9 |
| 有価証券 | 805,223 | 69.8 | 448,120 | 88.0 |
| 国債 | 414,095 | | 248,634 | |
| 社債 | 75,503 | | 41,411 | |
| 外国証券 | 315,624 | | 158,073 | |
| 有形固定資産 | 52 | 0.0 | 43 | 0.0 |
| 建物 | 37 | | 35 | |
| その他の有形固定資産 | 14 | | 8 | |
| 無形固定資産 | 253 | 0.0 | 175 | 0.0 |
| ソフトウェア | 253 | | 175 | |
| その他の無形固定資産 | 0 | | 0 | |
| その他資産 | 18,512 | 1.6 | 13,563 | 2.7 |
| 再保険貸 | 8,416 | | 9,671 | |
| 未収金 | 3,720 | | 170 | |
| 未収収益 | 3,662 | | 1,563 | |
| 預託金 | 52 | | 52 | |
| 仮払金 | 73 | | 26 | |
| 金融派生商品 | 2,466 | | 2,051 | |
| その他の資産 | 119 | | 28 | |
| 繰延税金資産 | 71 | 0.0 | 75 | 0.0 |
| 資産の部合計 | 1,154,108 | 100.0 | 509,274 | 100.0 |

(負債の部) (単位：百万円)

| 科目 | 年度 | | 年度 | |
|-----------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|
| | 平成22年度 (平成23年3月31日現在) | | 平成23年度 (平成24年3月31日現在) | |
| | 金額 | 構成比 % | 金額 | 構成比 % |
| 保険契約準備金 | 630,899 | 54.7 | 445,372 | 87.5 |
| 支払準備金 | 114,918 | | 14,895 | |
| 責任準備金 | 515,981 | | 430,477 | |
| 受託金 | 500,250 | 43.3 | 49,065 | 9.6 |
| その他負債 | 12,772 | 1.1 | 8,429 | 1.7 |
| 再保険借 | 5,632 | | 6,406 | |
| 未払法人税等 | 601 | | 127 | |
| 預り金 | 3 | | 4 | |
| 未払金 | 999 | | 758 | |
| 金融派生商品 | 5,535 | | 1,130 | |
| 退職給付引当金 | 102 | 0.0 | 104 | 0.0 |
| 役員退職慰労引当金 | 15 | 0.0 | 15 | 0.0 |
| 賞与引当金 | 17 | 0.0 | 19 | 0.0 |
| 特別法上の準備金 | 5 | 0.0 | 6 | 0.0 |
| 価格変動準備金 | 5 | | 6 | |
| 地震保険評価差額金 | 8,410 | 0.7 | 4,630 | 0.9 |
| 負債の部合計 | 1,152,474 | 99.9 | 507,643 | 99.7 |

(純資産の部) (単位：百万円)

| 科目 | 年度 | | 年度 | |
|--------------|--------------------------|-------|--------------------------|-------|
| | 平成22年度 (平成23年3月31日現在) | | 平成23年度 (平成24年3月31日現在) | |
| | 金額 | 構成比 % | 金額 | 構成比 % |
| 資本金 | 1,000 | 0.1 | 1,000 | 0.2 |
| 利益剰余金 | 625 | 0.1 | 620 | 0.1 |
| 利益準備金 | 1 | | 1 | |
| その他利益剰余金 | 624 | | 619 | |
| 特別積立金 | 17 | | 17 | |
| 価格変動特別積立金 | 39 | | 39 | |
| 繰越利益剰余金 | 568 | | 563 | |
| 自己株式 | △5 | △0.0 | △5 | △0.0 |
| 株主資本合計 | 1,620 | 0.1 | 1,615 | 0.3 |
| その他有価証券評価差額金 | 14 | 0.0 | 16 | 0.0 |
| 評価・換算差額等合計 | 14 | 0.0 | 16 | 0.0 |
| 純資産の部合計 | 1,634 | 0.1 | 1,631 | 0.3 |
| 負債及び純資産の部合計 | 1,154,108 | 100.0 | 509,274 | 100.0 |

平成23年度の注記事項

- 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っております。
 - 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額について、税効果控除前の額を、保険業法施行規則に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しております。それ以外の評価差額については税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っておりますが、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法により行っております。
- 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、社内の利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準を適用しております。
- 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

なお、当期は引当の対象となる資産がないため計上を行っておりません。
 - 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び退職金共済制度により支給される金額の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しております。
 - 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当期末要支給額を計上しております。

- (4) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額基準により算出してあります。
- (5) 価格変動準備金
価格変動準備金は株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上してあります。

7. 所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によってあります。
8. 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
当社は再保険金の支払いに備え、価格変動リスク・信用リスク・流動性リスクの小さいこと、即ち健全性を第一義とし、これに収益性を加味した資産運用を行っております。このため当社が保有する金融資産は、主に内外の高格付の短中期債であり、各リスクについては定期的に時価や信用情報を把握、管理しております。
デリバティブ取引は、主に外貨建債券の為替変動リスクに対する先物為替予約で、実需の範囲内で行うこととしてあります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
平成24年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------|----------|---------|-----|
| ①現金及び預貯金 | 17,190 | 17,190 | — |
| ②コールローン | 30,105 | 30,105 | — |
| ③有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 448,120 | 448,120 | — |
| ④デリバティブ取引(※) | 921 | 921 | — |

(※)その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示してあります。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示してあります。

- (注1) 金融商品の時価の算定方法
①現金及び預貯金
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によってあります。
②コールローン
短期間で決済されるため、当該帳簿価額によってあります。
③有価証券
時価は原則として市場価格等に基づいており、日本証券業協会の売買統計参考値、外部業者(外部バンダー、ブローカー)より入手してあります。
④デリバティブ取引
取引先の金融機関から提示された価格によってあります。

9. 消費税等の会計処理は税抜方式によってあります。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によってあります。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。
10. 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を累積して積み立ててあります。なお、地震保険に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財務省令第37号 平成24年3月31日)の公布にともない、保険金を確定するために要した損害調査費については、危険準備金から取り崩してあります。
11. 有形固定資産の減価償却累計額は、155百万円であります。
12. 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------|------------|
| 支払備金(出再支払備金控除前) | 26,366 百万円 |
| 同上に係る出再支払備金 | 11,471 百万円 |
| 差 引 | 14,895 百万円 |

13. 繰延税金資産の総額は88百万円、繰延税金負債の総額は7百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は4百万円あります。繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、未払事業税24百万円、未払地方法人特別税18百万円、退職給付引当金32百万円、賞与引当金6百万円、価格変動準備金1百万円であります。繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金7百万円あります。

14. 法人税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債等の修正は次の通りであります。
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に

開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の36.21%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.33%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.78%となっております。この税率変更により繰延税金資産(繰延税金負債を控除した金額)は8百万円減少し、法人税等調整額は10百万円増加し、当期純利益は10百万円減少してあります。

15. 1株当たりの純資産額は820円30銭であります。算定の基礎である純資産額は1,631百万円、普通株式に係る純資産額は1,631百万円。普通株式の当期末株式数は1,988千株であります。
16. 当事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
17. 追加情報
当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用してあります。
18. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示してあります。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 年度 | 平成23年度 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで) | 平成22年度 (平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで) |
|--------------|---------|---|---|
| | 金額 | 金額 | 金額 |
| 経常収益 | 175,903 | 287,036 | 175,903 |
| 保険引受収益 | 148,490 | 272,727 | 148,490 |
| 正味収入保険料 | 71,532 | 83,671 | 71,532 |
| 積立保険料等運用益 | 7,118 | 3,528 | 7,118 |
| 支払備金戻入額 | — | 100,023 | — |
| 責任準備金戻入額 | 69,839 | 85,503 | 69,839 |
| 資産運用収益 | 27,413 | 14,309 | 27,413 |
| 利息及び配当金収入 | 15,924 | 7,113 | 15,924 |
| 金銭の信託運用益 | 50 | — | 50 |
| 有価証券売却益 | 1,501 | 2,364 | 1,501 |
| 金融派生商品収益 | 17,035 | 8,358 | 17,035 |
| その他運用収益 | 19 | 1 | 19 |
| 積立保険料等運用益振替 | △7,118 | △3,528 | △7,118 |
| その他経常収益 | 0 | — | 0 |
| 経常費用 | 174,913 | 286,723 | 174,913 |
| 保険引受費用 | 147,002 | 271,872 | 147,002 |
| 正味支払保険金 | 1,033 | 196,625 | 1,033 |
| 損害調査費 | 235 | 40,121 | 235 |
| 諸手数料及び集金費 | 31,236 | 35,126 | 31,236 |
| 支払備金繰入額 | 114,497 | — | 114,497 |
| 資産運用費用 | 21,419 | 10,821 | 21,419 |
| 金銭の信託運用損 | 268 | — | 268 |
| 有価証券売却損 | 1,558 | 220 | 1,558 |
| 為替差損 | 19,523 | 10,553 | 19,523 |
| その他運用費用 | 68 | 48 | 68 |
| 営業費及び一般管理費 | 1,013 | 1,074 | 1,013 |
| その他経常費用 | 5,477 | 2,954 | 5,477 |
| 支払利息 | 5,477 | 2,954 | 5,477 |
| 経常利益 | 990 | 312 | 990 |
| 特別利益 | 1 | — | 1 |
| 価格変動準備金戻入額 | 1 | — | 1 |
| 特別損失 | — | 0 | — |
| 固定資産処分損 | — | 0 | — |
| 価格変動準備金繰入額 | — | 0 | — |
| 税引前当期純利益 | 992 | 312 | 992 |
| 法人税及び住民税 | 982 | 320 | 982 |
| 法人税等調整額 | 6 | △3 | 6 |
| 法人税等合計 | 988 | 317 | 988 |
| 当期純利益/純損失(△) | 3 | △5 | 3 |

平成23年度の注記事項

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

| | |
|--------|-------------|
| 収入保険料 | 168,676 百万円 |
| 支払再保険料 | 85,005 百万円 |
| 差引 | 83,671 百万円 |

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

| | |
|-------|---------------|
| 支払保険金 | 1,240,600 百万円 |
| 回収保険金 | 1,043,975 百万円 |
| 差引 | 196,625 百万円 |

3. 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

| | |
|--------------------|--------------|
| 支払備金繰入額(出再支払備金控除前) | △211,604 百万円 |
| 同上に係る出再支払備金繰入額 | △111,581 百万円 |
| 差引 | △100,023 百万円 |

4. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

| | |
|----------|-----------|
| 預貯金利息 | 83 百万円 |
| コールローン利息 | 46 百万円 |
| 有価証券利息 | 6,983 百万円 |
| 計 | 7,113 百万円 |

5. 金融派生商品収益中の評価損益は921百万円の益であります。

6. 1株当たりの当期純損失は2円52銭であります。算定上の基礎である当期純損失は5百万円、普通株式に係る当期純損失は5百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株であります。

7. 当期末における法定実効税率は36.21%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は101.61%であり、この差異の主な内訳は、危険準備金有税繰入額の損金不算入額76.09%、危険準備金に係る広告宣伝費用損金算入額△14.21%であります。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------------------------|----|-----------------------------|-----------------------------|
| | | 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで | 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで |
| | | 金額 | 金額 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 税引前当期純利益(△は損失) | | 992 | 312 |
| 減価償却費 | | 96 | 95 |
| 支払備金の増減額(△は減少) | | 114,497 | △100,023 |
| 責任準備金の増減額(△は減少) | | △69,839 | △85,503 |
| 受託金の増減額(△は減少) | | 27,043 | △451,185 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | | △7 | 2 |
| 役員退職慰労引当金の増減額(△は減少) | | 2 | △0 |
| 賞与引当金の増減額(△は減少) | | △1 | 1 |
| 価格変動準備金の増減額(△は減少) | | △1 | 0 |
| 利息及び配当金収入 | | △15,924 | △7,113 |
| 有価証券関係損益(△は益) | | 57 | △2,143 |
| 為替差損益(△は益) | | 666 | △2,262 |
| 有形固定資産関係損益(△は益) | | - | 0 |
| その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加) | | △3,453 | 2,342 |
| その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少) | | △18 | 534 |
| その他 | | 2,255 | △3,955 |
| 小計 | | 56,363 | △648,897 |
| 利息及び配当金の受取額 | | 17,526 | 9,331 |
| 法人税等の支払額 | | △1,326 | △828 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | 72,562 | △640,394 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 預貯金の純増減額(△は増加) | | 12,800 | △8,000 |
| 金銭の信託の減少による収入 | | 13,750 | - |
| 有価証券の取得による支出 | | △443,199 | △237,033 |
| 有価証券の売却・償還による収入 | | 636,394 | 594,644 |
| その他 | | △119 | 91 |
| 資産運用活動計 | | 219,626 | 349,702 |
| (営業活動及び資産運用活動計) | | (292,189) | (△290,691) |
| 有形固定資産の取得による支出 | | - | △4 |
| その他 | | - | △4 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | 219,626 | 349,693 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | | |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | | - | - |
| 現金及び現金同等物の増減額(△は減少) | | 292,189 | △290,700 |
| 現金及び現金同等物期首残高 | | 30,306 | 322,495 |
| 現金及び現金同等物期末残高 | | 322,495 | 31,795 |

注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

| | (単位：百万円) | |
|-----------------|----------------|----------------|
| | (平成23年3月31日現在) | (平成24年3月31日現在) |
| 現金及び預貯金 | 10,409 | 17,190 |
| コールローン | 319,586 | 30,105 |
| 有価証券 | 805,223 | 448,120 |
| 預入期間が3ヶ月を超える預貯金 | △7,500 | △15,500 |
| 現金同等物以外の有価証券 | △805,223 | △448,120 |
| 現金及び現金同等物 | 322,495 | 31,795 |

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| 科目 | 年度 | 平成22年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで | 平成23年度 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで |
|---------------------|----|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | 金額 | 金額 |
| 株主資本 | | | |
| 資本金 | | | |
| 当期首残高 | | 1,000 | 1,000 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | | — | — |
| 当期変動額合計 | | — | — |
| 当期末残高 | | 1,000 | 1,000 |
| 利益剰余金 | | | |
| 利益準備金 | | | |
| 当期首残高 | | 1 | 1 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | — | — |
| 当期変動額合計 | | — | — |
| 当期末残高 | | 1 | 1 |
| その他利益剰余金 | | | |
| 特別積立金 | | | |
| 当期首残高 | | 17 | 17 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期変動額合計 | | — | — |
| 当期末残高 | | 17 | 17 |
| 価格変動特別積立金 | | | |
| 当期首残高 | | 39 | 39 |
| 当期変動額 | | | |
| 当期変動額合計 | | — | — |
| 当期末残高 | | 39 | 39 |
| 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | | 564 | 568 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | — | — |
| 当期純利益／純損失(△) | | 3 | △5 |
| 当期変動額合計 | | 3 | △5 |
| 当期末残高 | | 568 | 563 |
| 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | | 622 | 625 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | — | — |
| 当期純利益／純損失(△) | | 3 | △5 |
| 当期変動額合計 | | 3 | △5 |
| 当期末残高 | | 625 | 620 |
| 自己株式 | | | |
| 当期首残高 | | △5 | △5 |
| 当期変動額 | | | |
| 自己株式の処分 | | — | — |
| 当期変動額合計 | | — | — |
| 当期末残高 | | △5 | △5 |
| 株主資本合計 | | | |
| 当期首残高 | | 1,616 | 1,620 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | | — | — |
| 剰余金の配当 | | — | — |
| 当期純利益／純損失(△) | | 3 | △5 |
| 自己株式の処分 | | — | — |
| 当期変動額合計 | | 3 | △5 |
| 当期末残高 | | 1,620 | 1,615 |
| 評価・換算差額等 | | | |
| その他有価証券評価差額金 | | | |
| 当期首残高 | | 16 | 14 |
| 当期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | △2 | 2 |
| 当期変動額合計 | | △2 | 2 |
| 当期末残高 | | 14 | 16 |

| 科目 | 年度 | 平成22年度 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで | 平成23年度 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで |
|---------------------|----|---------------------------------------|---------------------------------------|
| | | 金額 | 金額 |
| 評価・換算差額等合計 | | | |
| 当期首残高 | | 16 | 14 |
| 当期変動額 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | △2 | 2 |
| 当期変動額合計 | | △2 | 2 |
| 当期末残高 | | 14 | 16 |
| 純資産合計 | | | |
| 当期首残高 | | 1,633 | 1,634 |
| 当期変動額 | | | |
| 新株の発行 | | — | — |
| 剰余金の配当 | | — | — |
| 当期純利益／純損失(△) | | 3 | △5 |
| 自己株式の処分 | | — | — |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | △2 | 2 |
| 当期変動額合計 | | 0 | △3 |
| 当期末残高 | | 1,634 | 1,631 |

(注) 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

| | 前事業年度末 株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末 株式数 |
|--------------|---------------|----------------|----------------|---------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 2,000,000 | — | — | 2,000,000 |
| 合計 | 2,000,000 | — | — | 2,000,000 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 11,400 | — | — | 11,400 |
| 合計 | 11,400 | — | — | 11,400 |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位：百万円)

| | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------------------|---------|---------|---------|
| 1株当たり配当金 | — | — | — |
| 1株当たり当期純利益／ 純損失(△) | 2.58円 | 1.80円 | △2.52円 |
| 配当性向 | — | — | — |
| 1株当たり純資産額 | 821.32円 | 821.81円 | 820.30円 |
| 従業員1人当たり総資産額 | 42,010 | 46,164 | 19,587 |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は $\frac{\text{当期純利益}}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。

3. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しています。

●資産・負債の明細

(1) 預貯金

(単位：百万円)

| | 平成21年度末 | 平成22年度末 | 平成23年度末 |
|--------|----------|---------|----------|
| 預貯金 | 22,352 | 10,409 | 17,190 |
| (普通預金) | (2,052) | (2,909) | (1,690) |
| (定期預金) | (20,300) | (7,500) | (15,500) |

(2) 商品有価証券・同平均残高・同売買実績

該当ありません。

(3) 有価証券の内訳

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度末 | | 平成22年度末 | | 平成23年度末 | |
|--------|----|-----------|-------|---------|-------|---------|-------|
| | | 金額 | 構成比 % | 金額 | 構成比 % | 金額 | 構成比 % |
| 国債 | 債 | 457,324 | 45.4 | 414,095 | 51.4 | 248,634 | 55.5 |
| 地方債 | 債 | 80 | 0.0 | - | - | - | - |
| 社債 | 債 | 120,593 | 12.0 | 75,503 | 9.4 | 41,411 | 9.2 |
| 株式 | | - | - | - | - | - | - |
| 外国証券 | | 425,813 | 42.3 | 315,624 | 39.2 | 158,073 | 35.3 |
| その他の証券 | | 3,135 | 0.3 | - | - | - | - |
| 貸付有価証券 | | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | 1,006,947 | 100.0 | 805,223 | 100.0 | 448,120 | 100.0 |

(4) 有価証券利回り

(単位：%)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 利回り | 利回り | 利回り |
| 運用資産利回り (インカム利回り) | 公社債 | 0.99 | 0.95 | 0.83 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 外国証券 | 2.80 | 2.41 | 2.19 |
| | その他の証券 | - | - | - |
| 合計 | 1.76 | 1.55 | 1.43 | |
| 資産運用利回り (実現利回り) | 公社債 | 0.99 | 1.04 | 1.19 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 外国証券 | 2.88 | 2.36 | 2.74 |
| | その他の証券 | △3.60 | △11.01 | - |
| 合計 | 1.76 | 1.55 | 1.87 | |
| (参考) 時価総合利回り | 公社債 | 1.49 | 0.60 | 0.66 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 外国証券 | 5.30 | 1.02 | 1.61 |
| | その他の証券 | △2.73 | △2.77 | - |
| 合計 | 3.08 | 0.77 | 1.08 | |

(注) 公社債は、「国債」「地方債」及び「社債」の合計であります。

(5) 有価証券残存期間別残高

平成22年度末

(単位：百万円)

| 区分 | 平成22年度末 | | | | | | | 合計 |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|---------|----|
| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | | |
| 国債 | 196,002 | 128,689 | 41,261 | 5,614 | 40,503 | 2,024 | 414,095 | |
| 地方債 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 社債 | 29,698 | 43,870 | 415 | 1,518 | - | - | 75,503 | |
| 株式 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 外国証券 | 72,255 | 151,415 | 59,386 | 20,300 | 12,266 | - | 315,624 | |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 貸付有価証券 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 合計 | 297,957 | 323,974 | 101,063 | 27,433 | 52,769 | 2,024 | 805,223 | |

平成23年度末

(単位：百万円)

| 区分 | 平成23年度末 | | | | | | | 合計 |
|--------|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------|---------|----|
| | 1年以下 | 1年超 3年以下 | 3年超 5年以下 | 5年超 7年以下 | 7年超 10年以下 | 10年超 | | |
| 国債 | 150,938 | 32,443 | 23,374 | 16,351 | 24,495 | 1,031 | 248,634 | |
| 地方債 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 社債 | 21,647 | 18,153 | 104 | 1,506 | - | - | 41,411 | |
| 株式 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 外国証券 | 45,197 | 64,219 | 36,307 | 12,350 | - | - | 158,073 | |
| その他の証券 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 貸付有価証券 | - | - | - | - | - | - | - | |
| 合計 | 217,783 | 114,815 | 59,786 | 30,208 | 24,495 | 1,031 | 448,120 | |

(6) 業種別保有株式

当社では株式の保有実績はありません。

(7) 貸付金関係

貸付金の残存期間別の残高、担保別貸付金残高、用途別の貸付金残高及び構成比、業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、貸付金償却額は該当ありません。

(8) リスク管理債権

該当ありません。

(9) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

(10) 資産の自己査定

当社は、資産の自己査定を行い、保有資産を個別に検討して、回収の危険性または価格の毀損の危険性の度合いに従って区分しています。平成24年3月末における分類資産(Ⅱ～Ⅳ分類)は発生しておりません。

(11) 有形固定資産

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度末 | 平成22年度末 | 平成23年度末 |
|------------|----|---------|---------|---------|
| | | 金額 | 金額 | 金額 |
| 土地 | | - | - | - |
| (営業用) | | (-) | (-) | (-) |
| (賃貸用) | | (-) | (-) | (-) |
| 建物 | | 40 | 37 | 35 |
| (営業用) | | (40) | (37) | (35) |
| (賃貸用) | | (-) | (-) | (-) |
| 建物仮勘定 | | - | - | - |
| (営業用) | | (-) | (-) | (-) |
| (賃貸用) | | (-) | (-) | (-) |
| 計 | | 40 | 37 | 35 |
| (営業用) | | (40) | (37) | (35) |
| (賃貸用) | | (-) | (-) | (-) |
| リース資産 | | - | - | - |
| その他の有形固定資産 | | 26 | 14 | 8 |
| 合計 | | 67 | 52 | 43 |

(12) 未収再保険金

該当ありません。

(13) 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

(14) 保険契約準備金

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度末 | 平成22年度末 | 平成23年度末 |
|-------------|----|-----------|-----------|-----------|
| 支払準備金 | | 420 | 114,918 | 14,895 |
| 責任準備金 | | 585,820 | 515,981 | 430,477 |
| (危険準備金) | | (496,708) | (424,401) | (331,275) |
| (未経過保険料積立金) | | (87,453) | (90,054) | (97,686) |
| (払戻積立金) | | (1,659) | (1,524) | (1,514) |
| 合 計 | | 586,241 | 630,899 | 445,372 |

(15) 責任準備金積立水準

対象とする契約がありません。

(16) 引当金明細表

平成22年度 (単位：百万円)

| 区 分 | 平成21年度末 残高 | 平成22年度 増加額 | 平成22年度 減少額 | 平成22年度末 残高 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 一般貸倒引当金 | — | — | — | — |
| 個別貸倒引当金 | — | — | — | — |
| 特定海外債権引当金勘定 | — | — | — | — |
| 退職給付引当金 | 110 | 20 | 28 | 102 |
| 役員退職慰労引当金 | 13 | 4 | 2 | 15 |
| 賞与引当金 | 18 | 17 | 18 | 17 |
| 価格変動準備金 | 7 | — | 1 | 5 |
| 合 計 | 150 | 42 | 50 | 141 |

平成23年度 (単位：百万円)

| 区 分 | 平成22年度末 残高 | 平成23年度 増加額 | 平成23年度 減少額 | 平成23年度末 残高 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 一般貸倒引当金 | — | — | — | — |
| 個別貸倒引当金 | — | — | — | — |
| 特定海外債権引当金勘定 | — | — | — | — |
| 退職給付引当金 | 102 | 18 | 15 | 104 |
| 役員退職慰労引当金 | 15 | 4 | 4 | 15 |
| 賞与引当金 | 17 | 19 | 17 | 19 |
| 価格変動準備金 | 5 | 0 | — | 6 |
| 合 計 | 141 | 41 | 37 | 146 |

(17) 資本金等明細

P54の株主資本等変動計算書をご参照ください。

● 損益の明細**(1) 有価証券売却益**

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|----|--------|--------|--------|
| 国債等 | | 7 | 1,092 | 1,116 |
| 外国証券 | | 574 | 408 | 1,247 |
| 合 計 | | 582 | 1,501 | 2,364 |

(2) 有価証券売却損

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------|----|--------|--------|--------|
| 国債等 | | 329 | 920 | 145 |
| 外国証券 | | 232 | 638 | 75 |
| 合 計 | | 562 | 1,558 | 220 |

(3) 有価証券評価損

該当ありません。

(4) 固定資産売却益

該当ありません。

(5) 固定資産処分損

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|------------|----|--------|--------|--------|
| 土地 | | — | — | — |
| 建物 | | 0 | — | — |
| その他の有形固定資産 | | — | — | 0 |
| 合 計 | | 0 | — | 0 |

(6) 事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

| 区分 | 年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-----------|----|--------|--------|--------|
| 人件費 | | 378 | 350 | 11,636 |
| 物件費 | | 1,085 | 702 | 29,330 |
| 税金 | | 197 | 196 | 228 |
| 諸手数料及び集金費 | | 30,872 | 31,236 | 35,126 |
| 合 計 | | 32,534 | 32,485 | 76,322 |

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。このうち損害調査費は元受会社の損害調査に係る費用で、地震発生の状況により変動します。火災予防拠出金および交通事故予防拠出金、保険契約者保護機構に対する負担金は該当ありません。

(7) 減価償却費明細表

平成22年度 (単位：百万円)

| 資産の種類 | 取得原価 | 平成22年度 償却額 | 償却累計額 | 平成22年度末 残高 | 償却累計率 % |
|------------|-------|---------------|-------|---------------|------------|
| 有形固定資産 | | | | | |
| 建物 | 101 | 2 | 63 | 37 | 62.7 |
| (営業用) | (101) | (2) | (63) | (37) | (62.7) |
| (賃貸用) | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) |
| その他の有形固定資産 | 94 | 11 | 80 | 14 | 84.6 |
| 計 | 196 | 14 | 143 | 52 | 73.4 |
| 無形固定資産 | | | | | |
| ソフトウェア | 407 | 81 | 153 | 253 | 37.8 |
| その他の無形固定資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 91.9 |
| 計 | 407 | 81 | 154 | 253 | 37.9 |
| 合 計 | 603 | 96 | 298 | 305 | 49.4 |

平成23年度 (単位：百万円)

| 資産の種類 | 取得原価 | 平成23年度 償却額 | 償却累計額 | 平成23年度末 残高 | 償却累計率 % |
|------------|-------|---------------|-------|---------------|------------|
| 有形固定資産 | | | | | |
| 建物 | 101 | 2 | 65 | 35 | 65.0 |
| (営業用) | (101) | (2) | (65) | (35) | (65.0) |
| (賃貸用) | (—) | (—) | (—) | (—) | (—) |
| その他の有形固定資産 | 94 | 10 | 89 | 8 | 91.6 |
| 計 | 196 | 13 | 155 | 43 | 78.1 |
| 無形固定資産 | | | | | |
| ソフトウェア | 407 | 82 | 236 | 175 | 57.3 |
| その他の無形固定資産 | 0 | 0 | 0 | 0 | 95.6 |
| 計 | 407 | 82 | 236 | 175 | 57.4 |
| 合 計 | 603 | 95 | 391 | 219 | 64.1 |

●時価情報等

(1)金融商品関係

金融商品の状況に関する事項および金融商品の時価等に関する事項については、「貸借対照表の注記8 (P52ページ)」をご参照ください。

(2)有価証券関係

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

該当ありません。

③その他有価証券

平成22年度末 (単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|----------------------|------|---------|----------|---------|
| | | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 公社債 | 379,451 | 383,236 | 3,785 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 外国証券 | 190,400 | 194,537 | 4,136 |
| | その他 | - | - | - |
| 小計 | | | | 7,921 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 公社債 | 106,786 | 106,362 | △423 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 外国証券 | 133,378 | 121,087 | △12,291 |
| | その他 | - | - | - |
| 小計 | | | | △12,714 |
| 合計 | | | | △4,793 |

平成23年度末 (単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 取得原価 | 貸借対照表計上額 | 差額 |
|----------------------|------|---------|----------|--------|
| | | | | |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 公社債 | 194,534 | 196,554 | 2,020 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 外国証券 | 93,178 | 94,842 | 1,663 |
| | その他 | - | - | - |
| 小計 | | | | 3,683 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | 公社債 | 93,582 | 93,491 | △90 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 外国証券 | 73,135 | 63,231 | △9,903 |
| | その他 | - | - | - |
| 小計 | | | | △9,994 |
| 合計 | | | | △6,310 |

④売却したその他有価証券

(単位：百万円)

| 種類 | 平成22年度 | | | 平成23年度 | | |
|---------|---------|-------|-------|---------|-------|-----|
| | 売却額 | 売却益 | 売却損 | 売却額 | 売却益 | 売却損 |
| その他有価証券 | 243,308 | 1,501 | 1,558 | 273,998 | 2,364 | 220 |

(3)金銭の信託

該当ありません。

(4)デリバティブ取引情報

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(イ)通貨関連 (単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 平成22年度末 | | | 平成23年度末 | | |
|-------|--------------|---------------|--------|--------|---------------|-------|------|
| | | 契約額等 うち1年超 | 時価 | 評価損益 | 契約額等 うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
| 以外の取引 | 為替予約取引 | - | - | - | 394 | - | △15 |
| | 売建米ドル ユーロ | 142,439 | 27,931 | △2,938 | 53,410 | 8,600 | 979 |
| 合計 | | | | △2,938 | | | 963 |

(注) 1. 上記記載以外の通貨関連のデリバティブ取引については、該当がないため記載を省略しています。
2. 時価の算定方法 為替相場は先物相場を使用しております。

(ロ)信用関連 (単位：百万円)

| 区分 | 種類 | 平成22年度末 | | | 平成23年度末 | | |
|-------|------------|---------------|-------|------|---------------|-------|------|
| | | 契約額等 うち1年超 | 時価 | 評価損益 | 契約額等 うち1年超 | 時価 | 評価損益 |
| 以外の取引 | クレジット | - | - | - | - | - | - |
| | デリバティブ取引買建 | 7,994 | 7,994 | △130 | 3,952 | 3,952 | △42 |
| 合計 | | 7,994 | 7,994 | △130 | 3,952 | 3,952 | △42 |

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格によっています。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

用語の解説

あ行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の対象が建物の場合、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

警戒宣言

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)にもとづく警戒宣言のことで、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震に対する警戒体制を執るよう公示等を行うことになっています。

警戒宣言が発せられた場合、「地震保険に関する法律」にもとづき、地震防災対策強化地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受けおよび既契約分の契約金額の増額はできないことになっています。なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であれば、継続して契約できます。

さ行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社(受再保険会社)が再保険を出した保険会社(出再保険会社)に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称しています。

地震保険評価差額金

地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額をいいます。

支払準備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した保険料のことです。

責任限度額

地震保険では、1回の地震、津波、噴火の保険金支払に対する当社、損害保険会社および政府の負担額が決まっています。それぞれが責任を負担する最大の金額を責任限度額といいます。それぞれの責任限度額の合計額は総支払限度額と一致しています。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全損

地震保険における全損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、

または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等によって政府および保険会社が支払う保険金の最大支払額である総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目途に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行

大数の法則

個々に見れば偶然な事柄でも、多数についてみれば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。サイコロを振って1の目が出る割合は、振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づきます。火災、交通事故、傷害なども、それぞれ非常に多数の家、車、人について考えると、一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎になっています。地震は被害が全くない年がある一方、一度発生すると突発的に異常巨大な被害をもたらす特徴をもっており、大数の法則にのりにくいといわれています。

超過損害額再保険特約

支払い保険金の総額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めがなされ、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的かつ包括的に再保険される契約をいいます。

は行

半損

地震保険における半損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建

物の延床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負います。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の対象

保険を付ける目的物のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま行

元受保険会社(元受社)

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といいます。

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約といいます。

日本地震再保険の現状2012

平成24年7月発行

日本地震再保険株式会社
管理部企画・経理グループ

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4階

URL: <http://www.nihonjishin.co.jp>

Email: kikaku@nihonjishin.co.jp

Tel: 03-3664-6098

本紙は保険業法第111条にもとづいて作成しました。



<http://www.nihonjishin.co.jp>